

29港総総第2720号

平成30年2月1日

港区議会みなと政策会議

榎本	あゆみ	様
山野井	つよし	様
兵藤	ゆうこ	様
横尾	俊成	様
清家	あい	様
杉浦	のりお	様
なかまえ	由紀	様
阿部	浩子	様
七戸	淳	様

港区長 武井雅昭

平成30年度予算要望について（回答）

平成29年10月6日付け平成30年度予算要望について、別紙
のとおり回答します。

1、子育て支援について

1-1、待機児童ゼロの実現に向けて

(1)「幼稚園」のこども園化を

0歳児や1歳児は、居宅訪問型保育事業やベビーシッターでできるだけ対応し、施設型の保育園は1歳児以上からのクラス編成にして、1歳児の定員拡大を図っていくことが必要です。また、0-2歳児が対象の居宅訪問型保育、小規模保育などが増えるにあたり、3歳児以上については、できるだけ園庭のある走り回れるゆとりのある施設を用意してあげるべきだと考えます。区立幼稚園に保育園並みの保育サービスを付けることで、事実上の「こども園」化を、また幼稚園の改築の際には、給食室の設置を要望します。

出生数の増加等により乳児の保育需要の増加が続く中、区は小規模保育事業所の整備や居宅訪問型保育事業の対象者拡大などの取り組みにより、0歳児から2歳児を中心に保育定員の拡大に努めています。

区立幼稚園に保育園並みの保育サービスを付け、事実上の「こども園」化することについては、杉並区で同様の事例がありますが、杉並区が、区立幼稚園に保育機能を付加し、区独自の新たな幼保一体化施設として、「区立子供園」を整備した際は、区立幼稚園の利用率が、50%を下回っていました。港区においては、区立幼稚園に現在も高い需要があるため、幼稚園を事実上の「こども園」化した場合、保護者の就労等で家庭において必要な保育を受けることが困難な2号認定の幼児を幼稚園で受け入れることとなり、抽選に漏れた1号認定の幼児の行き場がなくなり、これまで以上に幼稚園への就園を希望する幼児の受入れ定員が確保できなくなるため、現状での実施は困難です。

幼稚園の改築の際の給食室の設置については、学校教育の場として適切な環境を確保するための保育室、多目的室、遊戯室、管理諸室等を改築園舎の限られたスペースの中で優先的に整備する必要があるため、幼稚園の開設時の必要性を考慮した場合、困難です。

(2)ベビーシッター補助の導入を

パートタイムなど保育ニーズが短時間の人たちには、東京都が今年度スタートさせている上限4万円の「ベビーシッター補助」を利用してもらった方がよいと考えます。今年度から、都道府県に、認可外のベビーシッターも全てに届け出や指導監督の義務が生じており、公的な関与の体制は整備されてきています。0～1歳児の待機児童の厳しい状況を考えれば、こうした「ベビーシッター

一補助」の制度を港区でも早急に導入すべきです。

出生数の増加等により乳児の保育需要の増加が続く中、保育園の0から2歳の定員が不足している状況であり、ベビーシッターによる保育に対する支援の区民要望もあることから、平成29年度から居宅訪問型保育事業の対象者を0歳児から2歳児までの待機児童に拡大し、保育需要に対応しています。

パートタイムなど保育ニーズが短時間の人たち向けには、みなと保育サポート事業を実施しており、今後、赤坂と白金台で新たに実施いたします。「ベビーシッター補助」の制度については、待機児童の状況分析を踏まえ、導入の必要性を検討してまいります。

(3) 保活サイトの設置、入所最低基準指数の公開を

港区の保育園のホームページも、もう少し、利用者の目線で、改善する必要があります。また、「入所最低基準指数」を公開することで、「保育コンシェルジュ」に頼らなくても、保護者が自分で、自分の点数を把握して、ニーズにあった保育園を選べるようになります。港区のホームページの改善、入所最低基準指数の公開を求めます。

港区の保育園のホームページは、保育園の情報、申込みをされる方へのごあんない等をお知らせしております。内容が多岐にわたり、分かりづらくなっている部分は、改善を図ってまいります。入所者最低指数については、窓口で問い合わせされることが多いこともあり、既に公開をしております。

(4) 認可外保育園へのさらなる支援を

港区では平成28年4月で64名の待機児童が、平成29年9月現在では、279名にまでふくれあがっています。中でも芝浦港南地域は最も多く25名が待機児童となってしまいました。

しかし、区がこの間何も施策を講じてこなかったわけではありません。平成28年度も待機児童解消の推進として3億9,000万円をかけしばうら保育園分園の開設、私立認可保育園1園、小規模保育事業所2か所を開設するなど、結果、1年間で273人の定員拡大を行いました。

しかし、それでは全く受け皿として足りないのが現状です。

日本での共働きは増えており厚生労働省の統計によると、昨年2016年では、共働き世帯は1129万世帯、専業主婦世帯は毎年減少し664万世帯と、共働き世

帯の方が倍近く多くなっています。つまり、働くお母さん、共働き世帯がいか
に安心して出産・子育てできるかが、港区のそして日本に将来に直結してきま
す。

新しく保育園という箱ものを建設することはそう簡単なことではないことが
うかがえます。

港区でも新しい保育園の建設が、区民からも望まれているし、区としても建
設したいと思っている。しかしそれが困難なのであれば他の手を考えるべきで
す。

待機児童と言いますが、実際には認可外保育園に通っている園児も多く、港
区では認可外保育施設保育料助成として 93 名に約 2000 万円を交付、29 年度は
すでに 100 名を超えていおり、港区でも多くの子どもたちが認可外保育園に通
っています。このご家庭では、認可外保育園に通えたから仕事復帰できたお母
さんがたくさんいらっしゃいます。つまり、認可外保育園も区民のために大変
大きな役割りを果たしています。

しかし、認可外保育園は問題があるのでは、という懸念もあるでしょう。も
ちろん基準に満たしていない施設もあるかと思いますが、では逆に認可保育園
であればどこでも絶対に安心・安全だと言えるのでしょうか。港区内の認可保
育園でも様々な問題が起きています。認可だから、認可外だからとは一概には
言えないのではないのでしょうか。認可外保育園が認可・認証保育園に移行した
いと思った際の助成金、認可外保育施設移行支援事業、は、他の区ではありま
すが港区ではまだ整備されていません。認可外保育園に関するさらなる支援を
求めます。

認可外保育施設から認可保育園等への移行については、事業者側にとって、
認可に必要な施設改修や保育士確保などの課題があります。

今後、認可化についての事業者の意向等を調査し、認可保育園等への移行を
促進するための方策について検討してまいります。

(5) 居宅訪問型保育事業の充実を

現在、区では待機児童対策として居宅訪問型保育事業を行っていますが、集
団保育が困難で、発育が未熟であったり、手術をして間もないお子さんが預か
ってもらえないケースがあります。そのため仕事でどうしてもすぐに復帰せざ
るを得ない母親は、民間事業所とベビーシッターとの併用で 40 万近くになっ
てしまう方もいらっしゃいます。仕事と育児の両立は、民間サービスなどを利用

することで既に整備されてきているものの、実際にはこの制度から漏れてしまいう親もいるので柔軟に対応して頂くように要望します。

待機児童向けの居宅訪問型保育事業については、集団保育が可能であることが前提となっております。集団保育が困難な場合には、障害児向けの居宅訪問型保育事業の対応になります。お子さんの状況に応じて、きめ細かな対応をし、最善の保育を提供できるよう努めてまいります。

1-2、子育て支援施策の充実に向けて

(1) 共働き世帯への子育て講座・セミナーの充実を

日本全国で共働き世帯が、専業主婦世帯を上回っています。つまり、子育て支援、をする際には、専業主婦世帯も共働き世帯もどちらに対しても支援を行う必要があるはずです。

しかし区が主催している保護者向けのイベント・講座・セミナーなど子育て支援は、専業主婦世帯に向けたサービスがメインとなっています。

港区のHPの「子そだて交流会・子ども会」というカテゴリ内を見ると、みなと保健所主催のふたごの会は全て水曜日の昼間、なかよし会も全て水曜日の昼間の開催です。

また各児童館などのイベントでは、例えば芝浦アイランド児童高齢者プラザの乳幼児向けプログラムも、あっぴい麻布でも、白金台児童館での「のびのびクラブ」でもその多くがほぼ平日の昼間の開催です。

また子ども家庭支援センターの親子ふれあい広場でもほぼ平日の開催で、その内訳を見てみると、子育て講座に関するイベント（ベビーマッサージ、親子ヨガ、英語で遊ぼうなど）はすべて平日の開催、土・日のイベントはお誕生日会などでした。

また子育てについて親同士が悩みを共有しながら、子育ての方法を学び自信をつけていく、親支援プログラムを区では240万円使い、「ポジティブ・ディシプリン」「ノーバディーズパーフェクト」という事業を行っています。「ポジティブ・ディシプリン」は全て平日の開催で「ノーバディーズパーフェクト」は全7回のうち、6回は平日に、高輪での1回のみ土曜日の開催でした。

どこを見ても、平日の昼間に開催されているものが大変多く、先述の子ども家庭支援センターの親子ふれあい広場においては、土日開催のイベントは1割程度です。

平日の昼間に参加できるのは、産休・育休中と専業主婦世帯のみです。これ

は、共働き世帯の参加をそもそも考えていないとしか言えないのではないでしょうか。

行政の子育て支援が良いのは、イベント・セミナーであれば地域・ご近所さんが集まりやすいので、同世代の子どもを持つ親と出会うことができることなどがあげられます。

共働き家庭が多くなっている中、共働き世代が横のつながりを持つこと、区から様々なサービスを受けることがどこまでできているのでしょうか。

共働き家庭も受けることができるような、土日、週末に開催されるイベント・講座・サービスの充実を求めます。

子ども家庭支援センター親子ふれあい広場、子育てひろばあっぱい、子育てひろば「あい・ぽーと」及びみなと子育て応援プラザ Pokke では、土・日・祝日には在宅子育て家庭、共働き家庭を問わず親子で遊びに来て交流が広がる姿が見られています。

子育てコーディネーターや子ども家庭支援センターの相談員、保健師や臨床心理士による相談は土曜日にも実施しており、父親や共働き家庭の利用があります。

平成 29 年度の子ども家庭支援センター主催の講演会においては、「多文化子育て講座」を日曜日に、「いじめ・児童虐待防止講演会」を土曜日に開催し、多くの子育て家庭の参加がありました。

また、親支援プログラム「ノーバディーズ・パーフェクト」の子ども中高生プラザ実施分については、土曜日開催が好評だったことから、今後、土曜日開催の館数を増やしてまいります。

今後も、各イベントや講座について、内容や開催日時を工夫し、より多くの子育て家庭が参加し交流が図れるよう検討してまいります。

(2) 子どもの貧困対策を

「子どもの貧困」とは、所得が低い家庭の子どもが低学力・低学歴となり、将来不安定な就業に陥ることで、次の世代にまで貧困状態が連鎖していく問題です。貧困の連鎖は断ち切るよう行政として支援するべきです。子どもの貧困対策の1つとして食と学習支援、どちらも子どもたちに必要なことです。社会福祉協議会と連携し、子ども食堂の支援をお願いします。

区では、平成 29 年度から 4 か所で実施している就学援助世帯等の中学生の

学習支援事業を、平成 30 年度からさらに 1 か所追加し、全地区で学習支援事業を実施します。また、新たにひとり親世帯等の高校生を対象を拡大し、学習支援事業を実施します。

子ども中高生プラザ等では、食事交流会やティーンズ食堂など、「食」の視点も取り入れた事業を実施しているほか、区内で「子ども食堂」の活動を行っている民間団体に対し、活動場所を提供するとともに、一部の団体については、区の NPO 活動助成事業を通して、資金面での支援を行っております。

引き続き、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できる地域社会を実現するため取り組んでまいります。

(3) 児童相談所設置に向けた準備を

児童相談所が自治体に移管されることとなり港区にも設置されることとなりました。支援を必要としている子どもたち、保護者の声に寄り添い、子どもたちの健やかな成長のため児童相談所が大きな役割を果たします。すでに設置されている児童相談所の課題などをよく研究し、質の高い児童相談所を準備していただくよう要望します。

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなりました。区は、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」を整備し、多様な文化や人との出会い・交流、学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じ、切れ目なく総合的に支援していきます。

本施設の整備にあたり、幅広い知見を取り入れるため、学識経験者、医師、弁護士、児童相談所長経験者、児童福祉施設長等による専門部会を設置しました。また、児童相談所や社会的養護施設等の視察により、現状把握や新たな課題の把握に努めています。

引き続き、子どもに関係する機関・職員向け勉強会や課題別部会を開催し、質の高い児童相談所運営と地域支援ネットワーク体制の構築に向け、準備を進めていきます。

1-3、障がい児保育の充実に向けて

(1) 保育園児も「療育」を受けられる体制整備を

「パオ」の「日々クラス」は午前 9 時半から午後 2 時までの週 5 日となり、療育を受けた後、保育園に戻る手段がないことから、母親が仕事を辞めるか、

子供に療育を受けさせるのを諦めるか、という選択をせまられることになっていきます。貧困家庭や、ひとり親家庭などでは、仕事を辞めることはできず、そうした家庭の子供は「療育」を受けられないということになってしまいます。

保育園で「療育」を受けられるよう体制を作るか、保育園までの送迎バスを出すなど、整備していただくよう要望します。

こども療育パオでは、月に数回、児童一人ひとりの言葉・運動・社会性等の発達の課題に即して、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、心理士による個別指導を行い、指導内容を、クラス担任が日々の保育に取り入れ、家庭と共有しています。

パオから保育園に移動することにより、午睡やおやつの時間が確保しにくいなど、生活の流れが中断されてしまうこと、発達に支援が必要な児童は、環境の変化に敏感で状況の把握が難しい傾向もあることなどから、児童にとって日中の活動場所は複数にわたらないことが望ましいと考えております。

区は、こども療育パオで行っている療育の他、職員が保育園に直接出向き、園児の発達特性に合わせて、個別に指導する療育の回数を徐々に増やしております。

平成 32 年 4 月に、(仮称)南麻布四丁目福祉施設に開設する児童発達支援センターでは、専門職の職員を増やすことで、保育園での療育の機会を、園児に対して月 2 回以上に拡充いたします。必要とするすべての園児が、途切れることなく療育を受けられる体制の充実を図ってまいります。

(2) 医療的ケア児の放課後デイサービスの充実を

医療的ケア児の放課後デイサービスがないことが、働く保護者たちの大きな不安になっています。また、特別支援学校へ保護者が付き添いが求められることに対しても、様々な自治体で、保護者が改善を求めて訴えを起こしています。来年春の障害福祉サービスの報酬改定で、医療的ケア児の受け入れをする福祉施設への報酬加算が実現する見通しで、医療的ケア児の放課後デイサービスの拡充も広がっていきそうです。

「パオ」の移転後の、「障害福祉センター」の跡地の部分を、医療的ケア児の放課後デイに使うと欲しいと考えます。現在、アニーを利用している保護者など、対象になる保護者から、ニーズ調査をするなどして、利用しやすい、求められているサービスが展開されることを強く要望します。

平成 32 年度に、医療的ケア児等の放課後等の居場所として、障害保健福祉センター内の空きスペースを活用した放課後等デイサービスを実施します。

放課後等デイサービスの運営の検討にあたっては、居宅訪問型保育（アニー）、こども療育パオ、特別支援学校に通う児童等の利用対象者や、その保護者の意見を十分にお聞きし、個々の児童の身体状況、生活状況に応じた発達支援を行うだけでなく、保護者支援の視点も交え、ニーズに添ったサービスを提供してまいります。

2、教育について

2-1、子どもたちの能力を伸ばす教育に向けて

(1)任期付き職員の外部からの登用を

大東市では、任期付き職員として民間企業経験者を採用し、市の魅力や地域の資源を市内外に効果的に発信することで、シティプロモーション等を行っています。広告会社の博報堂OBの職員は、大東市の魅力向上施策・事業の企画・実施を行う担当として活躍しています。マスメディアに戦略的情報発信を行ったことで、新聞記事やテレビ取材など、市の情報発信を飛躍的に増加させました。歴史的資源を活かしたまちづくりとして、大東市歴史的資源活用基本方針を策定し、この職員がコンテンツの制作・情報発信を担っているということです。他にも、毎年恒例のイルミネーションイベントでは最小の予算で最大の集客を記録するなど、広告会社のスキルを活かし、市のPR・シティプロモーションを成功させています。

また、渋谷区では、渋谷男女平等・ダイバーシティ推進担当課長としてアパレルブランド「GAP」日本法人の宣伝担当だった方が3年間の任期付き職員として活躍。LGBT当事者としての視点を活かし、様々な施策を立案。電話相談や区民向けの公開講座等を開催しています。LGBTの方の交流や情報交換を目的としたコミュニティスペース「渋谷にかけの虹」も運営しています。

港区でも例えばAIなどのテクノロジー、プロモーションなど専門知識を持った人がより活躍しやすい分野において、「ブレイン」となる人を部長級・課長級職員・もしくは非常勤職員として積極的に雇用し、彼らが長年培ったスキルや当事者目線を活かしてもらうことで、区の施策をより充実させることができます。港区でも必要な予算措置を行い、今後積極的に任期付き職員の制度を取り入れるべきです。

行政課題が多様化・複雑化する中、区民に最も身近な自治体である区が、区民ニーズを的確に把握して効果的な施策を実現していくためには、職員の専門性向上など能力開発に取り組むとともに、高度な専門性や知見を有する人材を区政運営に活用していく必要があります。

区は、これまでも、民間企業で有為な経験を有する者を任期付職員として、国際化推進担当課長に採用したほか、現在も高度な専門的知識を有する者を非常勤職員として、情報政策監に任用するなど、外部人材の活用を図っております。

今後は、職員の研修派遣を民間企業にも拡大し、職員の専門性向上やスキ

ル・ノウハウの涵養に一層努めるとともに、任期付職員制度等を活用した人材の登用を検討してまいります。

(2) 「天才教育」事業を

日本財団と東京大学先端科学技術研究センターが共同で行っている「異才発掘プロジェクト Rocket」事業。この事業は、発達の凸凹がある子供達の、尖った才能を伸ばしていくという事業で、全国から選抜された子供たちに月1回、東京大学の先端科学技術研究センターの特別教室に集まってもらって、ロボットクリエイターの高橋智隆さんや陸上の為末大さんなど、好きなことを突き詰めて仕事にしている各業界のトップランナーたちから、講義を聞く。料理や洗濯掃除など、身の回りのアクティビティから学習につなげていく、ということを行っています。教科書も時間制限もありません。日本の産業構造が大きく変化する中で、さらなるイノベーションを起こせる人材教育に期待が高まっているが、日本の教育システムがそれに対応できていません。

この「Rocket」事業は、そうした危機感から生まれたもので、2014年に開校し、毎年500人を超える応募がありますが、1期生15人、2期生13人、3期生30人を選抜し、現在は約60人の子供達とプログラムを行っています。

今年度から渋谷区が、この東京大学先端科学技術センターと連携して、「Rocket」の渋谷区版をスタートさせます。港区でも、ぜひこうした事業を展開するよう要望します。

現在、教育委員会では、幼児・児童・生徒一人ひとりの学習能力や興味・関心等に応じ、その個性を伸ばす教育を進めています。今後、数学、科学や芸術などの特定の分野において、極めて高い能力を発揮する児童・生徒に対して、その子供自身の可能性を伸ばしていく学びの場を創設することを、他の自治体の先行事例をもとに、継続して研究してまいります。

(3) 子ども個人の能力を伸ばす ICT 教育を

内閣府の平成28年版高齢社会白書によると、2015年には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、2060年には、1人の高齢者に対して1.3人の現役世代という比率になるとされています。

1950年は12.1人で1人の高齢者を支えていたのが、2000年には3.9人になり、将来的には1.3人、ほぼ1人で1人の高齢者を支えなくてはならない社会

がやってきます。

社会保障を根本的に見直さなくてはこのままでは成り立ちません。

そのためには、会社経営で言うとコスト削減をするのか、売上を伸ばすのか、そのどちらかしかありません。この超高齢化社会の中で、自ら考え自ら稼ぎ自ら社会を動かしていく人材が求められています。

勉強の進みの早い子ども、できる生徒には、「レベルの高い課題」「特別な学習支援」「自分のペースで学習する自由」を与えるなどし、1人1人の能力を最大限伸ばせるようすべきです。

現在、区の少人数講師として、学力向上事業を行っていますが、人件費の問題もありなかなか増やすことが難しい現状であると思います。それを打開するにはコストも人件費に比べ圧倒的にかからないICTを活用した教育を進めるべきです。これからはコストを抑えながらもより個人個人の能力にあった教育を推進することができるICT教育に積極的に取り組むよう求めます。

学力向上において、ICTを活用することで、誤った解答をすると自動的に補充問題が出題されるデジタルドリルソフトなど、より一層個に応じた学習を効果的に行うことができると考えます。

一方で、これからの時代に求められる能力の一つである、解が一つでない問題を他者と協働して自分たちなりに答えを導き出す力を育成するためには、教員の指導が必要不可欠であると考えます。

今後も、子どもたち一人ひとりの能力に確かな学力を身に付けさせるため、デジタルドリルソフトなどICTを活用することで伸ばせる力と伸ばすためには教員の指導が不可欠である力を整理し、効果的な指導方法について研究を進め、ICT教育の充実に努めてまいります。

(4)「家族留学」の導入を

多くの自治体が少子化問題を抱え、様々な対策を講じています。日本の少子化は、結婚に対する意識、出産に対する意識、若い世代の所得の伸び悩み、就労形態などによる家族形成状況の違い、依然として厳しい女性の就労継続、子育て世代の男性の長時間労働などが原因とされています。大学生らが子育て中の共働き家庭を訪問し、子育ての疑似体験ができる仕組み「家族留学」を運営している団体「manma」によると、若い世代の多くは、将来、仕事と家庭を両立できるかについて不安を抱えているといいます。

「manma」では、子育て中の家庭に大学生が1日体験の「留学」をし、実際の

家庭でのリアルな体験や、現役のパパ・ママ世代とのコミュニケーションを通して、「仕事」と「家庭」の在り方を考える機会を提供しています。これまで、参加登録している約360人の大学生と22都道府県の約350の家庭との間を仲介し、300件を超える「家族留学」を実施したということです。参加した学生からは、「自分の作りたい家族の形が無意識に自分の親を見てどう思うかで作られていることに気づいた。もっと多様なロールモデルを知ることによって理想の家族像も広がる気がした。」「子育ても仕事も同じくらい大事にしている、その両立を上手くされていた姿をみて、将来の不安がなくなった。」などといった感想があるそうです。最近では男子学生や新社会人の参加も増えてきたようです。

現在港区では、加速する未婚化・晩婚化に対して結婚や異性との出会いを求める若者を対象にした婚活イベント「出会い応援プロジェクト」を実施しています。今年度は3回実施予定で、事前セミナーなどもあり、異性との会話術やマナーなども学べるようになっています。

より有効に対策するためには、「manma」のように実際に家庭に入ることで、結婚への願望や実感をつくっていくことも必要でしょう。港区が現在実施しているイベントと併せ、NPO等とも連携し、実際の子育て家庭や大学生を巻き込んだ、こうした体験等行うことで、より厚みのある対策ができるのではないのでしょうか。予算措置をお願いいたします。

今年度で2年目となる「出会い応援プロジェクト」では、これまでに3回のイベントを開催いたしました。いずれの回も応募人数の2～3倍程度の申し込みがあり、若い世代の、出会いや結婚への関心の高さを感じております。

ご提案のような、若い世代が自身の将来の家族像を描く機会の提供については、異性との出会い・結婚から出産、子育てへのつながりのある支援を推進していく上での今後の検討課題としてまいります。

2-2、学校施設の充実に向けて

(1) 学校への支援を

学期の途中から、メンタルを理由に休職してしまう先生がおり28年度は6名の先生が休職しました。先生が休職することで一番影響を受けるのは子どもたちです。区として子どもたちのために責任をもって、教員を確保するよう要請します。

小・中学校の教員が、病気休職等で、長期の欠員となる場合は、東京都教育

委員会の基準により、期限付任用教員や時間講師を採用する制度となっております。

区においては、都の制度を適応できるまでの期間、区費講師の任用を工夫する等により、子どもたちに影響の少ない指導体制を確保してまいります。

(2) 学校施設の整備を

一日も早く体育館に空調設備を整備すること、また、整備に時間が要する場合は、大型扇風機など、熱中症にならない対策をとるべきです。

あわせて、学校プールのシャワーです。いまだに、小学校 6 校、中学校 1 校は水のシャワーしか出ません。改修に時間がかかるなら、お湯をわかして使うなど、温水シャワーにかわるものを整備するその他の方法はあるのではないのでしょうか。早急な整備をお願いいたします。

現在、冷暖房設備が未整備の体育館は、小・中学校で 8 校です。その内の 5 校は、改築計画や空調設備の更新時に冷暖房設備を整備する予定で、残る 3 校は、引き続き、設置に向け検討してまいります。

なお、冷暖房設備を整備するまでの対応として、大型扇風機も含め、学校ごとの状況に応じた有効な熱中症対策について、学校とともに検討してまいります。

温水シャワーの整備については、プールが校庭や校舎屋上等の屋外にある場合、給湯設備や給排水管、ガス管等を引き込む際に、天井の撤去や埋設距離が長くなるなど、大規模なさまざまな関連工事が必要になることから、学校運営に支障のないように、改築や大規模改修時などの機会を捉え実施しており、赤坂中学校につきましては、改築計画が竣工する平成 34 年度に、他の小学校につきましては、平成 32 年度までに順次、温水シャワーを整備していく予定ですが、合わせて、他の方策も引き続き検討してまいります。

(3) 港区いじめ防止基本方針の具体的な取組を

2013 年 9 月のいじめ防止対策推進法施行後、翌年 10 月に「港区いじめ防止基本方針」が設置されました。港区は、いじめ自殺ゼロ、いじめ自殺などが疑われる「重大事態」もゼロです。しかし「いじめの報告はある」ので、いじめ防止策の取組は強化しています。

他の自治体の実態をみると、毎日新聞の報道では、今年 6 月 1 日までに 47 都

道府県と 20 政令都市うち、少なくとも 7 割の 45 自治体で、いじめ自殺などが疑われる「重大事態」が起きていることが毎日新聞のアンケートでわかりました。

いじめ防止法は、いじめが原因と疑われる自殺など重大事態があった場合に、教育委員会や学校に調査のため第三者機関の設置を義務づけています。よって、この重大事態の報告がゼロという事は、港区の教育委員会と学校において高く評価できる事です。しかし、いじめ報告がある以上は、さらに取組を強化すべきだと考えます。

現在のいじめは SNS の普及に伴い、24 時間解放されない事、拡散のスピードの速さが挙げられます。状況が想像を絶している可能性もある中で対策を練っていく事が大切です。

港区いじめ防止基本方針以降、学校でのいじめ防止への具体的取組のため予算要望いたします。

区では、いじめは子どもに対する深刻な人権侵害であるという基本的な認識に立ち、その根絶に向け、「いじめをしない、させない、見逃さない」をキーワードに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、迅速かつ適切に対応できるよう「港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を施行し、区や教育委員会、私立中学校を含む小・中学校、東京都児童相談センター、PTA、警察などで構成する会議体を設置するなど、いじめ防止に向けた体制づくりに努めてきました。

いじめは、どの子ども被害者になり得るとともに、加害者にもなり得るものであり、ストレスなどの心理的要因や良好な人間関係を築けないなどの環境的要因を背景に、いじめを行ってしまうこともあります。現在、小・中学校では、いじめの加害者や傍観者にならないよう、児童・生徒一人ひとりが、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動する意識や態度を育む指導を行っております。平成 29 年 12 月にみなとパーク芝浦で開催する「港区子どもサミット」では、各小・中学校の代表児童・生徒が SNS によるいじめを防ぐための行動や取組について、意見交換を行う予定です。

また、各小中学校ごとに年間 2 回、弁護士や民生児童委員、管理職を委員とする「学校いじめ防止対策委員会」を開催しております。校内で発生したいじめについて様々な見知から意見をいただき、解決策を見出し、児童・生徒への指導に生かしております。

今後も、教育委員会として、いじめの被害者はもとより、加害者や傍観者に

も目を向けた、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる体制づくりを推進してまいります。

併せて、体罰防止については、今年度、教職員の体罰に関する意識を高めるため、幼稚園・小・中学校の全教職員に対して、悉皆の「体罰防止研修会」を実施しました。引き続き、体罰の根絶に向けて、教職員の意識を高めてまいります。

(4) 教職員の勤務実態の把握に向けた取組強化を

文部科学省が10年ぶりに実施した教員勤務実態調査(2017年4月)によれば、小学校では33.5%、中学では57.6%の教職員が週60時間以上勤務しており、過労死の目安とされる水準を超過する週20時間以上の残業をしている事がわかりました。授業時間の増加や土日の部活動時間の倍増が原因だとされています。しかし、教員には時間外労働の上限規制が適用されないために早急な対応が必要とされています。

港区の教職員の勤務実態の把握に向けた取組強化のためさらなる支援を要望します。

平成28年10月に教育委員会が実施した副園長、副校長の勤務実態調査において、1日当たりの勤務時間が約12時間であることが確認されました。

この結果を受け、長時間勤務の縮減に向けた、定時退庁日や部活動休養日の設定など、各学校の取組を引き続き推進し、まずは、教員の意識改革を行うことが重要と考えています。

平成30年度は、教職員の業務の適正化に向けて、教員の勤務時間の把握のためのタイムレコーダの設置、夜間・休日の対応のための留守番電話の設置、指導要録・通知表等の作成のための校務支援システムの効果的な活用、学校施設開放業務の改善など具体的対策を行うとともに、更なる課題解決の方向性を整理し、国、東京都の動向を注視しつつ、働き方改革実施計画を策定します。

(5) 子どもの体力向上について

子どもの体力は昭和60年ごろと比較すると日本全体で低い水準となっており、港区としても東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、体力向上の施策を打ち出しています。

港区の小・中学校の体力・運動能力の現状は数年前の新体力テストの結果によると、小学生はほぼ東京都全体だと何とか同じくらいの水準ですが、全国平

均と比べると6年生以外全学年で下回っています。中学生になると東京都の平均と比べて若干下回っていますし、全国平均と比較すると大きく下回っています。

子どもの体力向上に向けて、体育の授業の質の向上を図ることも大切ですが、外部機関と連携した取り組みも効果があります。外部機関と連携して子どもの体力向上を図っていく取り組みができるよう要望します。

現在、小・中学校では、心身の健康の増進に向け、50m走やソフトボール投げなど8種目の体力調査の目標値を教育課程に掲げ、発達段階に合わせてさまざまな取り組みを実施しております。

例えば、平成28年度筈小学校において、東京都教育委員会の委託を受けて体幹などを鍛えるコーディネーショントレーニングの普及・啓発を行う外部機関であるJACOTを招聘し、体育授業でコーディネーショントレーニングを実施し、成果を挙げています。

また、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、区内企業と連携して児童・生徒のスポーツ志向を高める教育活動を展開し、運動意欲の向上に成果を挙げている学校もあります。

今後もさらに、連携していただける外部機関を増やしていくなど、効果的に体力を高めていく取組について検討してまいります。

(6) 区費講師について

区では、東京都からの教員に加え、独自に区費を投入して、区費講師を配置しています。この区費講師については、学校長の学校経営方針に合わせて派遣、活用し、授業の充実を図っていることについては、地域のPTAの方からも大変好評を得ています。

ですが、予算の関係上、学校長のすべての希望通りにはなかなか区費講師を派遣できず、派遣をしてもよいと思われるものに対してもなかなか派遣できていないケースもあるようです。より少人数での指導を可能にする区費講師の更なる充実を図っていただくよう要望します。

区費講師の配置につきましては、校長が作成する学校経営計画に基づき、学力向上を図る明確な方針や学力の課題解決策に応じて、決定をしているところです。平成29年度は全小中学校合わせて約1525時間分の予算で各校に区費講師を配置いたしました。

今後も、児童・生徒の実態を各学力調査や学校訪問等で把握をしながら適切に配置してまいります。また、区費講師を対象とした研修をさらに充実させ、質の向上も図ってまいります。

(7) 学校司書について

今年から港区内の全小学校に学校司書が派遣されていますが、それまで事実上、学校司書の業務の全部または一部を行っていた RAS さんとの間で様々な問題が起きています。学校司書、RAS 双方の思いをしっかりと区として受け止めるとともに、問題解決に向けて区として積極的に取り組んでいただくよう要望します。

区では、平成 14 年度から、児童・生徒の読書に対する興味・関心を向上させ、その主体的・意欲的な学習活動を支援することを目的として、リーディングアドバイザースタッフ (RAS) を各小中学校に配置しております。長年にわたり、学校図書館を支える地域の一員として、ボランティアとしてご協力をいただいております。

また、平成 27 年 4 月の学校図書館法の一部改正により、今年度より全小中学校に週 1 日、学校司書を配置することといたしました。その際、RAS と学校司書の業務分担を明確に整理し、RAS の配置も継続させることといたしました。

今後は、学校図書館の充実という視点で、司書教諭、RAS、学校司書の連携をより強固なものとする必要があることから、区立図書館や指導室がイニシアチブをとり、年間 6 回程度実施している「学校図書館関係者連絡会」を活用し、三者による意見交換や情報共有を行うことで、よりよい学校図書館の運営を目指してまいります。

(8) インクルーシブ教育のさらなる充実を

障がい児を健常児と一緒に学ぶインクルーシブ教育を求める声は増えていきます。特別支援学級も充実し、通常学級と特別支援学級双方で学ぶことにより障がい児も健常児もお互いが刺激しあい相乗効果が生まれます。児童・生徒にあった進路先を、保護者・児童・生徒・学校がよく話し合い、お互いが納得できるよう丁寧な配慮をしていただくよう要望します。

現在、障害のある児童・生徒の自立や、社会参加に向けて主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力

を高めることを目的として特別支援教育を推進しています。

小学校に6校、中学校に4校設置している特別支援学級では、障害の有無に関わらず誰もが学びの共生社会を目指す「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、通常の学級との交流等を教育課程に位置付け、共同学習として実施しているところです。

通常の学級においても、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、小学校全校に特別支援教室を導入（中学校は、平成30年度から）するとともに、自分自身で見通しをもって学習できるように学習支援員による支援、安全面での配慮が必要な児童・生徒への介助員の配置も行っております。

就学や進学等については、学務課に特別支援相談担当を置き、臨床心理士が、児童の心理発達検査や保護者面談を実施し、専門的な知見から、就学相談にあたっています。その上で、幼稚園及び保育園等の就学前機関からの意見をお聞きし、専門医、学識経験者、区立学校校長や都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を構成員とする就学支援委員会に諮り、適正就学について決定しています。また、指導の観点で助言できるよう指導主事（指導室）が就学支援委員会へ出席する他、相談の過程でも携わり、学務課と連携した相談を進めております。

今後も、一人ひとりの児童・生徒にあった進路先を決定できるよう、保護者の意向に寄り添うとともに丁寧な相談に努め、保護者との合意形成を図ってまいります。

(9) 英語教育のさらなる推進について

港区では未来を担うこどもたちが国際人として成長していくために英語教育の充実に向けて日々邁進しておりますが、さらに普段から英語に触れる機会を増やすためにクラブ活動や美術、家庭科等を外国人講師によって英語で教わる取り組みをしてはいかがでしょうか。神奈川県相模原市立の小学校5校と千葉県南房総市立の小学校2校において体育の授業でサッカーを教える時間にイングランドの強豪チームリバプールFCの元イングランド代表選手イギリス人コーチが日本のこどもたちに英語で直接サッカー指導をしています。港区内では西町インターナショナルスクールでもサッカーの指導が同様に行われております。

小学校の先生でサッカーが苦手な方もいるためイギリスのサッカーの専門家が英語で教えることでこどもたちにサッカーと国際感覚を養うことも可能です。例えば、家庭科の授業のお料理の時間にパスタをつくる際にイタリア人のシェ

フがイタリア語とはいきませんが英語で調理指導をするようなことが挙げられます。授業やクラブ活動等に外国人講師を活用するよう要望します。

区では、国際社会に対応できる人材を育成するため、文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、全国に先駆けて小学校一年生から英語によるコミュニケーション能力を育成しています。

こうしたことから各小中学校に、NT（外国人講師）を配置し、小学校での国際科、中学校での英語科、英語科国際の授業で指導にあたっております。現在、NTは勤務時間内で教科指導、授業の教材作成を行っており、クラブ活動等での活用は勤務時間内では行えない現状があります。今後、教科指導以外の活動におけるNTの活用について、教育効果等を研究してまいります。また、NTだけでなく、保護者や地域、大学等と連携して外国人を様々な場面で活用してまいります。

3、区政改革について

3-1、AI・ICTの積極的活用に向けて

(1) 様々な人の声を行政に活かすシステムの導入を

「アプリ」を導入して誰もが匿名の中で気軽に意見を述べることができるオンライン上の場をつくることについて、検討をお願いします。先日来提案している千葉市の「ちばレポ」は、ICTを活用し、市民と行政がまちの課題を共有し、ともに解決していく仕組みです。会員登録を行った市民がまちで見た困りごとを撮影することで、その困りごとが市のデータベースに送られ、担当する部署毎に自動的に分類されるというものです。

そんな「ちばレポ」の導入を港区でも検討することについてお尋ねした際、担当課長のご答弁は、「各地区総合支所で職員が住民の声を丁寧に聞いている」というものでした。しかし総合支所に訪れてまちの声を届けてくださるのは、決まった方となりがちです。例えば、日中働いているサラリーマンの方や、子育てに忙しいパパ・ママは、まちに対して困りごとを感じていたとしても、平日、役所の窓口を訪れることは難しい状況にあります。また、区役所に訪れて声を届けることは、とても勇気がいることです。そうした気持ちの障壁が、本当は感じている困りごとを埋もれさせてしまっていることにもつながっているのではないのでしょうか。

各地区総合支所での現在の丁寧な対応については理解していますが、さらに踏み込んで区民全体でまちづくりを行うためにも、やはり港区版の「ちばレポ」導入をご検討いただきたいと考えております。まずは、支所単位でこのような仕組みを試験的に導入する方法が考えられますが、予算措置をお願いします。

区では、各総合支所を中心に職員がまちに出て、地域の課題を的確に把握し、区民をはじめ、地域社会の担い手である多様な人々とともに、地域の課題を地域で解決する努力を重ねてまいりました。「ちばレポ」のようにICTを活用して地域からリアルタイムで寄せられる声を区と区民が共有することは、区民の声をより迅速・的確に区政に反映するための有効な手段の一つであると考えております。これまでの総合支所中心の取組を一層充実させるとともに、さらに日常生活上の課題を迅速に解決するため、ICTを活用した広聴手法の導入について、調査・研究してまいります。

(2) 区の式典などにおける音声データのテキスト化するシステム導入を

世の中での、音声認識の技術は各社大手企業も日々研究しており大変向上し

ています。港区の窓口で利用しているUDトークにおいても、ほとんどの音声を正確に認識しテキストにしてくれます。固有名詞や漢字の変換など課題もあるものの、一般的に式典などに出席している人たち全員が100%正しく言葉を聞き取れているかというところではありません。私自身も、よく聞こえなかった、と思うことは多々あります。

区では式典など、区民が参加するイベントが数多く存在します。区の式典・イベントで講和者の隣にスクリーンを置き、講和者の話した音声データとして取り込み、スクリーンにテキストとして映し出すことを強く望みます。

精度の問題もあるかと思いますが、AIを利用した音声認識技術を用いて、真の意味でのノーマライゼーションを実現していただきたいと思います。この取り組みを行うことで聴覚障がい者だけでなく、聞こえづらくなっている方、たまたま聞き取れなかった方など全ての方に対して大変ユーザビリティの高いサービスを提供することが可能です。

すでに区の窓口で使用しているシステムもあることから、早急な導入を求めます。

人が話した言葉をコンピュータが音声認識によりテキスト形式で文章化して表示する技術は、AI等ICTの進歩により精度は向上しております。区のイベント等で活用するため、発言者の話した内容が参加者に伝わるよう、正確に文章化されることを検証していく必要があります。

今後も、情報収集や技術の検証を進め、ICTを活用した区民サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(3) 区民対応にAIの導入を

社会環境や家族形態の変化、それに多様化する住民ニーズに応えるため、行政の事業は複雑化を増し、一見すると住民にとって理解しづらいものがあるのが現状です。子どもをつれて何度も役所を訪れることが困難であったり、問題を抱えて役所を訪れたとしても一体どの窓口で相談すべきか、判断しかねたりする場合があります。

そこで、AI技術を活用し、自治体職員の負担を増やすことなく、スマートフォンやインターネット上で住民と対話しながら、行政制度の情報発信をわかりやすく行うサービスを導入すべきだと思います。

市民からの問い合わせによるデータの蓄積が進むことで、ビッグデータを用いた政策決定など行政運営の高度化も図ることができると推測できます。また、

住民一人ひとりの問い合わせ・相談に対して、居住地域や家族構成、収入状況に応じた的確な情報提供が可能となります。さらに、営業時間外の住民への迅速な対応も可能です。予算措置をお願いします。

現在、区民サービスの向上と効率的な区政運営に向けて、人工知能（AI）について導入を検討しております。

見直しを行っている港区情報化計画において、AI・IoT（モノのインターネット）を活用した区民サービスの提供を新たな取組として掲げるとともに、平成30年度予算においては多言語AIチャットによる外国人への24時間365日の情報提供を予算案に新たな事業として計上しております。

今後も、区民サービスの向上に向け、AI等のICTの活用に積極的に取り組んでまいります。

3-2、効果的・効率的な財政運営に向けて

(1)使われていない公共スペースを活用し、歳入を得る仕組みづくりを

港区には多数の公共施設はもちろんのこと、芝公園、檜町公園、有栖川公園をはじめとした大きな公園や、立地の良いところに公共施設が多数存在します。それらの施設やスペースは区民だけではなく、在勤・在学の多くの人にとっても、生活、そして心の拠り所になっていることは間違いありません。しかしながら、維持管理のためのコストはもちろん多大にかかっています。今後、人口減少等により、長期的には税収が減少する可能性もあり、そうした施設をどのように維持していくかが課題となるでしょう。そこで、豊富なアセットを有効に活用し、さらには財源として機能させる、または区民にとってより価値のある空間へとつくり変える新たな方法を考えてみるべきだと思えます。

渋谷区では、渋谷区観光協会の3階で1日の来訪者が数人しかなかったスペースをリノベーション。今ではコワーキングスペースとして月間3,000人以上が利用するスペースに生まれ変わっています。渋谷区の勤労福祉会館の数個の机と椅子だけが置いてあるデットスペースは、20席以上のコワーキングスペースへとリノベーションしました。仕事の打ち合わせや、作業場所、学生による勉強場所など、幅広い用途で使われるようになっていくそうです。今までは使われていなかった空間が、区民など多くの方が利用する空間へと生まれ変わり、さらに渋谷区には利用料の一部が収入として入っています。在勤・在学の人たちからもお金を徴収できています。

今までは維持・管理費は必要なコストとして捻出していた公共空間は、開い

ている時間や場所をうまく利用することができれば、将来的にお金や雇用を創出できるアセットとして十分に有効活用できます。具体的には、公共施設の一部スペースを利用したコワーキングスペースとしてのリノベーション化などが考えられるかと思えます。港区として公共施設のリノベーションや行政財産を普通財産に転用し、歳入を確保することなど、今後の公共施設の戦略的な利活用について、まずは調査のための予算措置をお願いいたします。

港区公共施設マネジメント計画に基づいて、平成29年度から平成30年度にかけて個別実行計画を策定いたします。個別実行計画では、公共施設の劣化状況を把握し、計画的な改修計画を立て、予防保全型管理を実施していきます。

今後、施設安全性の確保が見通せた上で、各施設の利用状況等を把握し、全庁的施設マネジメントを推進していきます。

また、港区財政運営方針でも、施設整備に際し、民間事業者等へ貸付けることができるスペースを必要に応じて整備するなど、新たに積極的な歳入確保策を掲げており、効果的・効率的な歳入確保により自主財源を確保し、安定した財政運営に努めてまいります。

(2) 区内施設の管理運営費を利用人数・利用率などを分析し毎年見直しを
区が保有する公共施設の実態を区として正確に把握しているのでしょうか。各担当部署内では把握しているレベルにとどまっており、区全体として把握していないのが現状です。

行政はなるべく箱ものを持たず、最小限度の箱ものを作り運営していくことが望ましいと考えていますが、すでに作ってしまった箱ものはいかに活用するか、いかに利用率を上げるかが課題になってきます。

区内の施設では、利用人数・利用件数・利用率が年々減少しているにもかかわらず管理運営費が年々上昇している施設も見られます。

区として、施設の利用状況を毎年分析し、それに伴い管理運営費も見直すべきです。来期分について、各施設の分析と見直しを求めます。

現在、区の各施設の利用実態については、各施設の所管部門において把握し、それぞれ適切に運用改善に取り組んでおります。

利用状況を踏まえた全庁的な視点での改善は有効なものと考えており、今後、行政経営推進委員会施設利用改善部会において全体の利用状況を把握するとともに、内容を分析し、課題や対応策を検討し、一層の施設の運用改善に努

めてまいります。

(3) 都区財政調整基金の基準財政需要額算定見直しの主張を

今年度の都区財政調整区別算定結果が決定されました。港区は、15年連続して今年度も普通交付金は、不交付団体であり、渋谷区は今年度7年ぶりに不交付となりました。港区の昼間人口割合は、算定されておらず、都心ならではの課題である、待機児童対策をはじめとした子育て支援対策、高齢化対策や首都直下地震等に備えた防災対策、区民施設の維持更新など直ちに取り組みなければならない多くの課題についても考慮が必要です。

都区財政調整基金の基準財政需要額の算定については、不交付自治体の渋谷区、また、今年度大幅減となった千代田区とともに、財政調整のベースの見直しを含めて、主張を強めていくべきです。

都区財政調整制度における基準財政需要額の算定については、高額な用地取得費をはじめ、路上喫煙対策、公園やスポーツセンターの施設管理など昼間人口が多い都心区特有の需要が適切に算定されるよう、近隣区と連携して主張しております。

今後も引き続き、都心区特有の需要が適切に算定されるよう、粘り強く主張してまいります。

(4) 生涯学習センターの管理運営費の見直しを

生涯学習センターばる一んと青山生涯学習館の現在の登録団体は、平成27年度が約1,000団体、平成28年度が約950団体と減少しています。

生涯学習センターの管理運営費は5年前から比べると1.5倍の決算額にまで膨れ上がっています。しかし平成24年度の利用者数を100%とすると平成28年度の利用者数は86%にまで減少しています。

利用者数を伸ばす施策をどう考えているのか、また生涯学習センターの利用人数がこれほど減少している現状から管理運営費は早急に見直すよう求めます。

生涯学習施設の利用者が減少している理由は、本年実施した「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査」によると、施設の認知度が低いことや、自宅で生涯学習を行う方が増加していることなどが、要因であると考えております。

今後は、企業・NPO等との連携による魅力ある多様な講座など、区民ニー

ズに応じた事業を展開するとともに、「生涯学習情報一覧（まなメニュー）」の区施設での配布や、デジタルサイネージを活用し、生涯学習施設以外の区施設等で情報発信を行うなど、施設の認知度を高めるための取組を進めます。

このような取組により、区に転入して来られた方や、今まで利用していない方々に生涯学習施設を利用していただき、利用件数・人数を増やしていくよう努めてまいります。

また、管理運営経費については、5年前と比べ主に安全・安心に関わる工事経費や指定管理経費が増加（熱中症対策としてのレクリエーションルームへの空調設備新設工事による工事経費の増加、巡回警備の導入や職員増に伴う指定管理経費の増加）しておりますが、こまめな節電による光熱水費の削減や事業の見直しなどにより、管理運営経費を削減するよう努めてまいります。

3-3、区民の声を反映させる仕組みに向けて

(1) 港区版「若者委員会」の導入を

岐阜県美濃加茂市が設置した「若者委員会」は、岐阜県美濃加茂市と NPO 法人「僕らの一歩が日本を変える。」が協働して設置した自治体の組織です。委員会は市から正式に任命を受けた美濃加茂市にゆかりのある 25 歳以下の若者で構成されており、委員は任期中、美濃加茂市の行政に携わります。任期は 1 年で、定期的な市長とのミーティングや地域調査、それを踏まえた政策提言、さらに提言の実行までを担っています。実際に実行する際は、行政の予算がつき、委員会のアドバイザーとして登録されている美濃加茂市出身のアーティストやデザイナー、経営者の方との協力により政策が実行に移されます。地域貢献したいという意欲のある若者が、自分たちの実現したい街のアイデアを実行できる場所になっています。

この仕組みの良い点は、若者が自分たちの手で実施したい政策を実施できる点です。現状のパブリックコメントのように、既に進んでいる事柄に対して意見を集めるだけではなく、自分たちのアイデアを提案し、政策にし、さらに行政のバックアップのもとで実行することが可能となっています。こうした事業を通じて、まちや自治体の成り立ちについて具体的に考えることは、「選挙に行こう」という呼びかけよりも、よほど、投票率の向上につながります。若者にアイデアを求め、反映される体験により、自分たちのまちに対するコミットメントがより高まっていくのです。

そこで、こうした事例を参考に、港区においても NPO などの民間と協力して「若者委員会」の設置を行ってみたいかがでしょうか。機関としての設置、

もしくは外部からのアドバイザーとして若い人材を登用することを通じて若者の声を行政に具体的、継続的に反映させる仕組みをつくるなどの方法があるかと思いますが、予算の措置をお願いします。

参画と協働を区政運営の基本方針としている区では、地域が抱える課題の解決に若者の意見を取り入れるため、様々な取組を進めています。

みなとタウンフォーラム及び各地区区民参画組織の参加者募集における抽出対象年齢を、18歳に引き下げることや、各総合支所で実施している「区長と区政を語る会」を、区内在学の中学生や大学生等を対象として開催し、直接、若者世代と港区を語る中で、若者の意見をお聞きしております。

また、今年度実施する港区民世論調査においても、区で生活する若年層の声をより幅広く捉えることを目的に、調査対象年齢を18歳以上に引き下げます。

今後も、様々な区民参画の機会をとらえ、若者の声を区政に反映できるよう取り組んでまいります。

(2) 予算編成に区民の声の反映を

区長が今年度示した、予算編成の3つの重点施策は、あらゆる人が安全安心に過ごせる快適でにぎわいのあるまちへの取り組み、全ての子どもたちを健やかに育むまちへの取り組み、誰もが健康で心豊かにいきいきと暮らせるまちへの取り組みです。平成31年度の予算編成においては、重点施策を決定した時点で、区民に提起し、重点施策にそった予算の区民枠でアイデアを募集するなど、区民参画できる新たな予算編成を要望します。

他自治体の事例等も参考にするとともに、予算編成過程を分かりやすく公開することにより、区民が区政について知り、予算編成や区の事業に参画する機会を拡充してまいります。

(3) ふるさと納税に目的を

ふるさと納税の返礼品については、高市大臣が、各地方自治体に高価な返礼品について自粛すべきと通達しました。返礼品が注目されている一方で、文京区は、子どもの貧困対策に目を向け、8月20日から、2,000万円の募集を開始し、すでに2,000万円を超える寄付が集まっているそうです。この寄付については、企業からの割合が多かったと聞いています。文京区は、この2,000万円を活用し、民間団体と連携して生活困窮世帯に食品を提供する「子ども宅食」

を開始するとしています。

また、広島県神石高原町にある NPO 法人ピースウウインズ・ジャパンが運営する「ピースワンコ・ジャパン」は、ふるさと納税を活用した犬の殺処分ゼロの取り組みに、目標額の 2 倍以上の 2 億 4,544 万 7,309 円、9,538 人の寄付が集まったそうです。

区民が他の自治体にふるさと納税することで、港区の区民税にも影響がでています。区として、一日も早く、港区が必要とする施策に、ふるさと納税をあて、募集していくよう要望します。

区は、ふるさと納税（寄付）を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえた「港区版ふるさと納税制度」を平成 30 年 4 月から開始します。

寄付を募る事業は、区の持つ貴重な資源（観光、景観、自然など）を活用し、寄付による成果が実感できる事業や多様な活動主体と連携・協力し、誰もが参画と協働に寄与することができる事業などを選定し、区民自らの意思で寄付金の使い道を選択でき、区民以外の人々も区を応援し、区政に関心を持ってもらう制度とします。

(4) 衆議院小選挙区割りの変更の周知を

2017 年 10 月 10 日から衆議院選挙が開始されます。港区の一部約 31,000 人の有権者の選挙区が 1 区から 2 区に変更になる事に伴う区民への周知が重要です。区民へのお知らせの通知に選挙区変更のお知らせを加筆する等、選挙管理委員会がその他の所管との連携をしながらより効果的、効率的な周知方法で取り組むよう要望します。

選挙区が分割されて初めての衆議院議員選挙のため、有権者が混乱しないよう事前周知に十分に取り組んでまいりました。具体的には、分区となった町会・自治会等へのきめ細やかな情報提供や新たな区割りの地図の配布、さらに投票所入場整理券に案内チラシを同封すること、広報みなと選挙特集号に記事を掲載すること、選挙公報の余白にお知らせを掲載すること及び区民まつり等でチラシを配布することなどに取り組みました。また、ホームページ、デジタルサイネージ（公共施設内及びちいばす車内）及びケーブルテレビ等の媒体を利用したり、各施設にチラシやポスターの掲示を行うなど、区割り変更につい

での周知を徹底いたしました。

4、街づくりについて

4-1、街の整備向上に向けて

(1) 歩道の整備を

歩行者などの安全を確保する歩道の整備は重要です。また、景観の点からも、歩道をきれいに整備することは必要です。ですが、いったんブロックなどできれいに整備された歩道が、再工事の後にそこだけアスファルトのままになってしまっている歩道が散見されます。そのままになっていると、景観上美しくないだけでなく、段差も発生しやすく、安全性の面からも問題があります。

歩道の再工事後の歩道の復旧の際にも、元のきれいな形で復旧されるよう、要望いたします。

道路には、日常生活を支えている上下水道、電気、通信、ガス等の企業者の管路が埋設されており、それらの掘削工事があります。

複数企業者工事が錯綜し、本復旧まで長期の工事期間を要するケースもあります。

区は、掘削跡の本復旧までを含めて、技術的な指導と監督・工程の調整・定期的な点検等を行い、道路を良好な状態に保つことに努めております。

(2) 麻布いきいきプラザでの麻布十番温泉の復活を

区内銭湯の廃業により、区民が通える銭湯が、少なくなってきています。

高齢者の方々には、いきいきプラザの浴室が使用できますが、当事者からは、いきいきプラザのお風呂は狭く、ある程度の人数しか入ることができないという声を聞きます。また、入浴券をもらっても近くにお風呂がないとの声も多いです。万歳湯が閉鎖したことにより、ふれあいの湯の時間を拡大しますが、それだけで、利用したい人をすべて受け入れができるでしょうか。

大人から子どもまで区民の方々が憩えるお風呂を区として責任をもって拡大していくべきではないでしょうか。麻布いきいきプラザでの麻布十番温泉の復活をお願いします。

麻布いきいきプラザは、改築に向けて平成 29 年度中に整備計画を策定するため、策定委員会及び部会を設置し検討を重ねております。

現在の麻布いきいきプラザは、お風呂が一つしかなく男女兼用となっており、ご不便な思いをおかけしておりますが、改築後の施設はできる限り充実させ高齢者の方々に喜んでいただけるようにしたいと考えております。

一方で、大人から子どもまでが憩えるお風呂の設置については、当該施設はみなとリサイクル清掃事務所作業連絡所との合築施設であり、さらに公衆浴場を併設することは敷地条件から困難であると考えています。

公衆浴場は、区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流の拠点としての役割を担っています。貴重な地域資源である公衆浴場の活用と振興については、柔軟かつ多角的な視点で検討してまいります。

(3) 銭湯整備を

現在区内の公衆浴場は4つになりました。区立のふれあいの湯と民間の3箇所です。平成元年には18浴場あったのが平成20年には7浴場、現在4浴場と激減してきています。民間の銭湯は家族経営のものが多く、経営者の高齢化や後継者不足などが要因と聞きます。

区では現在70歳以上の高齢者、障害者及び原爆被爆者、生活保護世帯に無料入浴券を配布しています。高齢者は一人当たり年間最大52枚無料入浴券をもらうことができ、感謝の声を聞きます。高齢者への配布枚数はここ数年16万枚前後で推移しており、人気の高さがうかがわれます。一方近所の銭湯が次々となくなり困るとの声もよく聞きます。

この無料入浴券では区内4浴場に加え、近隣区の7浴場でも利用可能ですが、銭湯が家の近くにはない空白エリアは多いです。スポーツセンターのプールのジャグジーを銭湯代わりに利用している方もいると聞きます。いきいきプラザの浴室も狭いにもかかわらず多くの利用があり、外のお風呂は高齢者にとって重宝されています。

高齢者にとって広いお風呂で温まることは、リラックス効果や交流の場、外出の機会の創出に効果的です。そしてご高齢の方にとって日々の浴槽の清掃は身体的に負担で、そういう意味でも外のお風呂は重宝されています。

区内、隣接区の銭湯やいきいきプラザの浴室等、高齢者が利用できるお風呂に関する区内のネットワーク状況を洗い出し、区有施設新設時にお風呂を附置する等、対策を考えてください。また、現在高齢者が利用可能なお風呂をマップにし、無料入浴券配布時に配る、等、温泉所在都市協議会加盟自治体としてお風呂に対し前向きな取り組みをしてほしいと思います。高齢者が気軽に身近にお風呂を楽しめるよう、予算付けをお願いします。

公衆浴場が抱えている課題を踏まえ、新たな視点で公衆浴場の活用と振興策について検討してまいります。

また、無料入浴券で利用できる区内及び近隣区のお風呂をマップにし、総合支所において無料入浴券申請時などに配るなど、分かりやすい周知に努めてまいります。

(4) ベンチのあるまちづくりを

基本計画には道路等の公共施設のバリアフリー化の推進ということで坂道へのベンチや手すりの設置が掲げられています。

足腰の弱った高齢者の健康維持や病気回復期のリハビリとして、散歩を日課にしている人は多いですが、そのような方から街中に散歩中に腰掛けられるところをもっとほしいとのお声をいただきます。高齢者等足腰の弱っている方の目線で街中にちょっと腰掛けられる場所をこまめに設置していただきたいと思っております。

昨年度、地域交通課より各地区総合支所へ止まり木ベンチ設置の要請を行い、今後の計画的な設置を共に検討していると伺っています。

また、街中へのベンチ設置については、各地域の特性に応じて、民間敷地に設置されているベンチやバス停ベンチを含めた適切な配置を、地域交通課が各地区総合支所と検討していくと伺いました。

今後支援部と支所で連携し進めていっていただくとのことありがたいと思っておりますが、止まり木ベンチ、民間設置のベンチ、バス停ベンチを含め、街中に今あるベンチの分布を洗い出し、不足している場所へのベンチ設置を計画的に進めていただけますよう、予算措置をお願いします。

街中へのベンチの設置につきましては、各地域の特性に応じて、公開空地のベンチ、バス停のベンチを含め、適切な配置を検討してまいります。

(5) アートやテクノロジーを活かしたまちづくりを

リンツ市では 1970 年から 80 年にかけて、産業の空洞化や大気汚染の問題が深刻化し、化学産業や鉄鋼業が不況に陥るという問題に直面しました。当時、12～15%という高い失業率の中で産業を革新し、新しい雇用を創出する必要がありました。リンツ市では様々な取り組みを実施しましたが、とりわけユニークだったのは、伝統的な工業都市から近代的な文化技術都市へと転換するという決意をし、主に「文化的インフラ整備」に投資したことでした。近代的で文化的な都市に成長するために、市民の意識を変え、市民が新しい動きについてい

けるように支える努力をしたのです。そこでできたのが「アルスエレクトロニカ」です。

ここでは、メディアアートに関する世界的なイベントを毎年開催するだけでなく、市民やアーティスト、クリエイター、起業家、科学者たちとまちの景観やデザイン、さらに新たな行政サービスなどを考える常設のラボも備え、行政だけでは考えつかないクリエイティブな発想で社会課題を解決することに一役買っています。定期的なワークショップの開催を行い、行政サービスの改善や企業の商品開発などに役立てているほか、教育機関とも連携し、アートやテクノロジーに関する子どもたちへの教育も行っているということです。これまで、閉鎖された工場がイノベーションを起こすためのオフィスに変化したり、メディアやインターネットを家具と統合させた、新しいショッピングモールの提案が行われたりと、成果をあげています。

社会課題が複雑化・定着化し、新たな視点での課題の解決が求められる時代においては、まちづくりの現場に、これまでとは違う発想を取り入れる努力が必要です。港区でも、アートやテクノロジーの視点を活かした取り組みを行うべく、「アルスエレクトロニカ」のような常設の機関を設けてはと思います。区民協働スペース等を活用するなどの方法があるかと思いますが、予算措置をご検討ください。また、「六本木アートナイト」は、区としても運営に参画している以上、この企画がより区の行政課題の解決に役立つよう、誘導していく必要があるかと思いますが、現在は一過性のイベントになってしまっておりますが、例えば、区が課題を共有し、ワークスペースを提供した上で、一年がかりでアーティストや技術者などにプロジェクトを提案・実行してもらうなどの方法もあるかと思いますが、プロジェクトの通年化を要望いたします。

区は、区内の文化芸術団体からの提案により、障害のある人によるパフォーマンスや、日本美術の魅力に迫る体験・体感型の展覧会、消滅したご当地盆踊りの発掘と復刻など、文化芸術の力を活かし、コミュニティづくりなどの地域課題の解決や、子どもや外国人への配慮などを一層進める、文化プログラムに年間を通じて取り組んでおります。

六本木アートナイトにおいても、商店街や、町会、自治会などの地域資源を活用しながら、アートを日常生活に取り入れ、街づくりの先駆的なモデル創出に取り組んでおります。

今後も、文化芸術団体と連携し、アートなどを活用した魅力ある街づくりを推進してまいります。

(6) ビルの屋上を活用した太陽光発電システムの導入を

現在区では、太陽光パネルの設置を推進するための各種施策を展開しています。ところが、高層マンションの多い港区では、太陽光パネルを設置したいと思っても、十分な敷地が確保できなかったり、日照時間の確保が難しかったりするなど、個人が簡単に設置することはできません。しかし、少し上を見上げてみると、多くあるビルの屋上には一定程度のスペースがあることがわかります。

日本で消費する電力について、再生可能エネルギー100%を目指すアップル社は、日本で都市型太陽光発電事業に取り組んでいる第二電力とパートナーシップを組み、ビルの屋上にソーラーパネルを設置する取り組みをはじめます。今回の取り組みでは300のビルの屋上に新たにソーラーパネルを設置するというので、アップルの担当者は東洋経済のインタビューに「都市の中で再生可能エネルギーを作り出すことができるアップルと、屋上のパネル設置によって収益化できるビルのオーナーはWin-Winの関係になるでしょう」と話しています。

港区もこのような取り組みに学び、他の企業にも同様の取り組みを働きかけること、また区の電力をこうした取り組みで補うことなどが考えられますが、まずは調査のための予算措置をお願いします。

区は、クリーンエネルギーの普及促進を図ることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するため、区民、中小事業者を対象とし、ビルの屋上を活用した太陽光発電システムなど、新エネルギー機器等の設置経費の一部を助成しています。

さらに、アップル社をはじめとする各事業者の再生可能エネルギーの活用事例等につきましては、区立エコプラザや環境にやさしい事業者会議が主催するセミナーや講座等で取り上げ、事業者等に情報を提供しています。

今後も先進事例を紹介し、低炭素化に向けた取組について、働きかけてまいります。

また、区が使用する電力については、港区区有施設環境配慮ガイドラインに基づく区有施設への太陽光発電システムの設置や自治体間連携による再生可能エネルギーの導入などにより調達するとともに、先進事例について調査研究してまいります。

(7)さらなる電線類の地中化を

電線類の地中化は景観の観点からだけでなく、災害時の緊急車両の通行もしやすくなるなど、防災の側面からも有益です。また、地中化されることで日ごろの維持管理もしやすくなります。

港区では現在も電線類の地中化を進めていただいておりますが、より積極的に電線類の地中化を進めていただくよう要望いたします。

区の施工に加え、大規模開発事業者や電線管理者による地中化を含め、これまでに区道の約 21.7%にあたる約 48 kmの電線類地中化が完了しています。

区は、平成 35 年（2,023 年）度までに「港区電線類地中化整備基本方針」で位置づけた優先整備路線である区道約 15 kmの整備完了に向け、民間と連携しながら取り組んでいます。

一方で、優先整備路線以外においても、開発の機会を捉えながら民間事業者にも電線類の地中化を誘導する等、積極的に進めてまいります。

(8)都市計画三田台公園の整備を

都市計画三田台公園は昭和 32 年の都市計画決定をし、その後区域変更など行っておりますが、整備がなかなか円滑には進んでいない実情があります。都市計画区域内には多くの住居があり、居住する方への配慮も十分にしつつ、事業認可をすることも視野にご検討いただきますとともに、都市計画区域内の用地を積極的に取得していただきますよう要望いたします。

区では、都市計画三田台公園の整備については、都市計画決定に基づき計画的に公園の拡張を進めております。今後も継続して居住者に配慮しつつ、用地取得に努めてまいります。

(9)定住促進指導要綱の見直しを

活用できる土地建物がなくなっている一方で、保育需要は急増する状況がある以上、新しく建設予定の大規模マンションなどに保育所設置を強く要請していく必要があります。また、「定住促進指導要綱」の中で、事業系ビルに対し、「住宅」の附置を要請することをやめて、「保育園」など「生活利便施設」のみ要請するよう求めます。

区は、開発事業に係る定住促進指導要綱に基づき、建築物の延べ面積が 3,000

m²以上となる全ての開発事業に対して、保育園等の子育て支援施設などの生活利便施設の整備を誘導しております。平成 28 年 7 月には、子育て支援施設の誘導を更に促進するため、子育て支援施設の対象に地域型保育事業を追加するとともに、子育て支援施設の面積換算を 3 倍から 10 倍に引き上げました。

また、新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針等に基づき、大規模開発事業者と区の保育部門との事前協議を行ってきました。この結果、子育て支援施設が既に 4 施設開設し、13 施設の設置が決定しています。平成 30 年度からは保育部門から開発事業者への働きかけをさらに強化するため、建築確認の事前協議先に保育部門を新たに追加するなど、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

引き続き、子育て支援施設などの生活利便施設の誘導を最優先に指導してまいります。

(10) 町会・自治会の活性化を

地域の要である町会・自治会の役員の高齢化、人手不足は顕著です。もちろん若手が精力的に活動しているところもありますが、防犯、防災力を向上させていくために地域の繋がりを強め、広めていくことは重要です。町会・自治会の設立要件の緩和、つまり重複地域でも既存町会・自治会の承認がなくても申請できるようにしていただければ新しい繋がり、若者や新住民が町会活動に興味を持ち活性化につながると考えます。町会・自治会の設立要件の緩和にむけた取り組みを要望します。

自治会の活動を通じて地域に貢献しているにも関わらず、現在の「町会等補助金」の交付要件に規定されている概ね 3/4 以上の世帯の加入を確保することが困難なため、補助金の交付を受けることが出来ない集合住宅の自治組織に対し、区は、平成 27 年 4 月に「港区町会等補助金交付要綱」を改正し、自治会に対する新たな補助金交付要件を設定しました。これにより、自治会が、新たに芝浦港南地区で 1 団体設立されました。

なお、平成 30 年度には町会・自治会への支援策の強化を図ってまいります。

今後とも、町会・自治会を取り巻く現状を踏まえ、総合支所と支援部が連携を深めながら、効果的な支援策を実施し、町会・自治会活動が円滑に進められるよう取り組んでまいります。

4-2、公共交通の利便性向上に向けて

(1) 地域交通ネットワークの整備を

現在ちいばすは、7路線8ルートでの運行で年間のべ390万人の方が利用しておられ、そのうち120万人弱の方がコミュニティバス乗車券を利用されていると伺っています。これは、30%強の方が、高齢者、障害者、妊産婦などの移動に制約のある方々に利用されていることとなります。まさに、ちいばすが各地区総合支所などの公共施設を始め、病院や商店街などの生活関連施設を結び、福祉的な役割も果たしていることの証左ともなるもので、区の先見性を高く評価するとともに、今後もぜひ未整備のエリアへの拡充をお願いいたします。

また、ちいばす以外にも区の地域交通手段としては、年間のべ約60万人に利用されているお台場レインボーバスや、年間およそ49万人に利用されている自転車シェアリング等もあり、特に自転車シェアリングは、他区との相互乗り入れを先導し推進されていることで、今年度は年間利用が100万人を超える勢いとも伺っています。

平成27年に実施された国勢調査の結果が公表され、港区の昼間人口は94万人を超え平成22年の調査時に減少した昼間人口がまた増加に転じたことが分かります。東京2020大会を控え区内の大規模開発が進行している現状を見ますと、30万区民、100万人昼間人口に対応した地域交通ネットワークの整備が必要に思われます。

区内では、約半世紀ぶりのJR山手線新駅や日比谷線虎ノ門新駅等の開業や、我が会派が以前から導入を提案してきた大規模輸送システムであるBRTのステーションも区内には2か所設置されるということで、交通拠点が増え整備されていきます。まさに港区ならではの状況が交通の領域でも立ち上がっており、区の交通施策も次のフェーズを迎えようとしているところです。地域交通ネットワークの整備の為、予算要望いたします。

平成29年9月に策定した港区総合交通戦略では、新駅設置や都市計画道路の整備等の基盤整備に伴う新たな交通需要に対応して地域交通ネットワークを整備することとしております。

具体的には、新駅へのちいばすの乗り入れやルートの変更、自転車シェアリングの配置等を検討し、公共交通機関との連携を図ってまいります。また、拠点となる交通結節点での乗継利便性の向上などの取組を進め、だれもが利用しやすい地域交通ネットワークの整備に取り組んでまいります。

(2) バス停へのベンチの設置を

ちいバスや都バスのバス停でベンチのないところがたくさんあります。ない箇所と要因を洗い出し、設置可能なところは早急に、歩道幅員等法的な問題があるところはバー状のものや例えば折りたたみだったら可能なのか等、設置に向けて前向きにご検討いただき、早急に設置してほしいと思います。東京都とも連携し、予算措置をお願いします。

道路上にベンチを設置する場合は、占用許可基準以内の大きさで路面に固定する必要があり、バー状のものでも可能ですが折りたたみのものは固定に問題があります。また、ベンチに人が座って交通に支障にならない余地が必要です。

バス停のベンチについては、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の多いバス停から順次設置することにしています。ただし、歩道には幅員が十分でないなどの理由により設置困難な場所があります。今後も、利用者の多い設置可能なバス停からベンチ及び上屋を設置してまいります。

(3) 自転車シェアリングのポート設置を

港区では 28 年度に 100 ポート、1,000 台の自転車を配置すると目標を立てていましたが、未だその目標数値には達していません。自転車シェアリングは、ポート・自転車の数が増えれば増えるほど利便性が高くなりより多くの方を利用するようになります。まとまった駐輪場の確保が難しく、現在はコンビニエンスストアと連携するなど民間との連携も進めています。

利用者の利便性向上のために、さらに民間企業と連携し、小規模のポートを数多く設置していただくよう要望します。

自転車シェアリングのポート設置につきましては、利用状況の分析結果等を踏まえ、区有施設や観光施設、公開空地やコンビニエンスストア等、区内全域で、82 ポートを設置しております。今後も目標達成に努めてまいります。

(4) 自転車シェアリングのさらなる周知・啓発を

自転車事故が多発しており、港区としても自転車利用者へのマナー向上や歩行者との事故を避けるための対策が必要です。環境への配慮から、エコ運動の一環として自転車の利用促進の経緯を踏まえ、さらなる駐輪場の設置やマナー向上を目指した教育、地域での講習など様々な取り組みが求められています。特に自転車シェアリングも好評で利用者が増えていることから観光客、外国人への自転車利用者に関するルールを周知、啓発が必要です。さらなる周知・啓

発を要望します。

自転車シェアリングについては、区や運営事業者のホームページ、自転車シェアリング「ポートナビアプリ」やリーフレット等に「自転車安全利用五則」を掲載して安全利用の啓発を行うとともに、利用登録者には、毎月 10 日にメールを配信し、注意を促しております。

今後増加していく観光客や外国人も含め、港区内で自転車を利用する全ての人々に対し、自転車利用のルールと自転車の安全利用について、周知・啓発をさらに充実させてまいります。

4-3、水辺空間の向上に向けて

(1) 観光資源として運河の活用を

現在区では、水辺のにぎわいのために様々な施策を行っております。しかし、水上タクシーは港区内で乗降できる乗り場は 3 か所しか整備されていません。東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて運河を観光資源として利用するため、区として積極的に投資していただくよう要望します。

区では、芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力を、さらに向上させる取組を推進しています。

水上タクシーについて、運河沿い緑地等での乗降場所の設置の際は、調整を図り積極的に連携してまいります。

また、運河に架かる橋りょうのライトアップを整備し、まち全体のにぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していくことを計画しています。平成 30 年度は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、区民や来訪者が楽しみ、景観やにぎわいに効果が見込まれる橋りょうとして、新芝橋及び御楯橋の整備を行います。

さらに、平成 29 年 5 月には、港区観光協会及び観光ボランティアと連携し、運河と古川を巡る水辺ツアーを開催しました。小学生からご高齢の方まで、多くの皆さんにご参加いただき、船から見える橋りょうや護岸の眺めは、参加者の好評を博しました。

平成 29 年 11 月には、お台場海浜公園内のスロープを活用して、民間事業者による水陸両用バスの運行が始まり、陸と海上の両方から港区の自然や景観を堪能いただいております。

今後も、区民や民間事業者等との連携を強化し、区内の運河、古川や東京湾などの貴重な水辺資源を生かし、水辺のにぎわい創出に取り組んでまいります。

(2) 運河、海の水質向上を

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでトライアスロンの水泳競技会場となるお台場では、「泳げる海、お台場を五輪後のレガシーに」としています。今年は長さ約百八十メートルの浮遊式ロープとそこから海底に垂れ下がるカーテン状のポリエステル素材でできた水中スクリーンを使用し大腸菌の流入を止めようとしています。しかし、まだ泳げる海になっていません。

また区内の運河は、東京都管轄と港区管轄の地域があり、東京都管轄の運河については、港区として区民からの声に応えられていない現状です。雨の翌日には大変濁った色になり、悪臭がただよい、運河の近くに住んでいる地域住民からは毎回苦情が出ています。

港区として、その地域は東京都管轄だからと、責任放棄することなく区民が納得できるよう水質改善のために早急に施策を講じるべきです。そのための費用計上を強く要望します。

区は、区民とともにアサリによる環境学習等の取組の他、平成 29 年度に区独自でお台場に水中スクリーンを設置し、大腸菌流入防止効果を確認できたことなどから、その調査結果を東京都等と共有しながら水質改善に向けて取り組んでいます。

今後も、東京都や東京 2020 組織委員会、地域住民や研究機関等との情報共有や連携を密に行いながら、水中スクリーンをはじめ水質改善に向けた効果的な取組を一層進め、東京 2020 大会のレガシーとして「泳げる海、お台場」の実現を目指してまいります。

一方、区では、運河の水質を監視するため、2カ月に1回、芝浦運河など5カ所で表層部分の水質調査を行っております。

また、東京海洋大学が港南中学校生徒を対象に実施している運河の環境学習を支援するなど、運河の水質改善に向けた取組や気運醸成を推進しています。

今後も、運河の水質調査や水質改善に向けて東京都や関係機関と連携を図るとともに、地域や東京海洋大学等と協力しながら、区民への水質改善に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

4-4、地域振興のため民間団体とのさらなる連携に向けて

(1) 区認定のクラウドファンディングで NPO 等の活動を支援する仕組みについて近年では「クラウドファンディング」という個人から資金を集める仕組みが普及したり、「社会的インパクト投資」、すなわち、投資家がある社会課題の解決のために活動する NPO などに投資をして、目的が達成されたら政府や自治体などからリターンを得、できなかったらリターンを得られないという仕組みなど、新たな資金調達の流れが生まれたりしています。

上昇傾向にある日本の寄付市場ですが、まだ「寄付をしたことがない」人に聞くと、情報不足、また寄付のプラットフォームや NPO 等への信頼の低さが一つの原因であることがわかります。「社会貢献したいと思うがどうやったらいいかわからない」、「どこに寄付すれば良いかわからない」、そんな人たちも、行政など、公的な機関が認定したプラットフォームやプロジェクトなどがあれば、情報と信頼を得て、募金や寄付を行いやすくなります。

区の指定寄付金である「みなとパートナーズ基金」にかかる寄付金の決算額は平成 28 年度で 30 万円と少ない状態です。港区としても、区民の方から寄付を募る仕組みをつくり、「みなとパートナーズ基金」等の原資とすることができれば、渋谷区のように区内の子ども食堂の可能性を広げたり、区民からのニーズがありながら事業化が難しい施策を実現したりすることができると思います。また、区が区内の NPO 等のプロジェクトを認定することで、NPO の信用力も強まり、区の進める参画と協働がより深まっていくとも思います。指定寄付金を増やし、より活用するこのような取り組みを導入するべく、まずは調査のための予算計上をお願いします。

区では現在、区内で活動する NPO やボランティア団体等が行う公益活動を支援するため、公共及び公益活動の促進を目的として設置した、「みなとパートナーズ基金」を財源として、「港区 NPO 活動助成事業」を実施しております。

また、窓口や電話による相談に対して、必要な情報提供をするほか、中間支援を担う NPO やみなとボランティアセンターなどに繋ぐなどしております。クラウドファンディングによる用途や事業を指定して、寄付を募る手法は、区への信頼のもと、地域貢献をしていることを実感できる仕組みとして、寄付文化の醸成にも有意義なものと考えます。

NPO 活動の活性化に向けて、他区の様々な先事例等を参考にしながら、導入の可能性などについて、学識経験者などの専門的な見地からの意見を伺うなど、調査・研究してまいります。

(2)NPO 法人に確実な支援を

NPO 法人は、お金、情報、人が不足し、運営を継続していくには、中間支援が必要です。

新しくできる仮称港区立産業振興センターの整備の際に、起業支援だけでなく、NPO 法人についても、法人の設置から運営、認定 NPO 取得など、NPO についての専門性のある相談窓口を設置し、コアワーキングスペース等も活用できる仕組みにするにしてください。

また、開設するまでは、産業振興課の窓口で、様々な相談ができる等、区としての支援に取り組んでください。みなとパートナーズ基金の活用し、専門家の配置等々をお願いします。

現在、区では地域振興課を窓口として、NPOが行う公益活動に対する助成や広報紙による活動紹介、団体が抱える悩みの相談や団体同士の交流促進を目的としたパネルディスカッションの開催など、様々な支援を実施しております。

また、今年度から、区との協働事業として活動しているNPOが中間支援機能を担い、他のNPOの事務局運営全般に関しての中間支援機能を強化するサポートなどをも行っています。

今後も、区と協働して活動する様々な主体と連携を図りながら、中間支援機能を強化するとともに、NPOが行う公益活動に対しての効果的な支援策を幅広く検討してまいります。

(3)「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の導入を

今後、社会課題の増加が予想される日本において、それらの解決を税金だけで解決することは困難だと考えられます。そこで今、社会課題の解決の担い手の一つである NPO などが生み出す「社会的インパクト」を可視化し、「寄付」や「社会的投資」を促進する取り組みが注目されています。

行政だけでは担いきれないサービスを専門性の高い NPO などに事業を委託もしくは協働し、事業の成果に応じて行政が対価を支払う仕組みが「ソーシャル・インパクト・ボンド」です。ここでは、当初の事業資金は民間の投資家が負担します。そして、事業が成功し、その成果によって行政の財政支出が削減されれば、もしくは区民からの納税や社会保険費の支払い等が増えれば、その金額の一部が行政から投資家へのリターンとなって支払われます。成果が上がらなければ、行政は投資家へ支払う必要はありません。これまでの行政サービスでは、行政が事業の実施前に資金を拠出するため、事業の成功・失敗に関わらず、

費用が発生していました。事業が失敗した場合には予算が無駄になることから、先駆的な施策の導入に二の足を踏むケースが多々見られたかと思います。一方、「ソーシャル・インパクト・ボンド」では、事業リスクを民間の投資家に移転するため、行政は事業実施後、合意した成果が上がった場合のみ資金を拠出することになります。

港区にも、マイノリティ向けの支援をはじめ、行政として十分に支援しきれていないけれど、専門のNPOなどがこつこつと事業を進め、小さく成功を収めつつある事業がいくつかあります。そうした事業に対し、この「ソーシャル・インパクト・ボンド」を活用したサポートを行い、行政サービスの向上につなげることは意味があるかと思いますが、導入に向け、まずは調査費等の計上をお願いします。

社会的課題に取り組む事業に対し、投資家から資金を調達する新たな仕組みであるソーシャル・インパクト・ボンドの導入につきまして、この新しい発想に基づく、また産業振興の視点からも大変興味深い取組であると考えています。

ソーシャル・インパクト・ボンドの導入については、国のモデル事業や先行自治体の取組事例を参考に、調査・研究してまいります。

4-5、自治体間連携を通じたより良い連携に向けて

(1) 自治体間連携により再生可能エネルギーの導入を

RE100とはRenewable Energy 100%の略で、事業に使うエネルギーを100%再生可能エネルギーによって調達することを目標に掲げる企業や自治体が加盟するものです。多くの企業はこれを目指すことにより、長期的に電力コストを低減できたり、燃料費の高騰による電気料金の高騰リスクを低減できたり、企業価値の向上を見込めたりします。リコーも、今年4月に日本の企業で初めてこれを宣言いたしました。

港区にも脱炭素社会の実現を目指す企業が多く存在します。これらの企業が賛同することが日本において再生可能エネルギー普及の鍵となっていくことと思います。再生可能エネルギーの普及に当たっての課題は、短期的視点で見た時の他エネルギーとのコスト差だと言われています。企業のRE100の導入を港区が金銭面等でサポートすることは有益なことだと考えます。予算の措置をお願いします。

また、企業の導入をサポートするだけでなく、世田谷区のように、他自治体と連携して、区が主体的にRE100を目指すという方法もあります。90万人近い

人口を抱え人口密度の高い住宅地が広がる世田谷区では、自然エネルギーは戸建ての屋根の上に太陽光発電を設置する以外に、なかなか選択肢がありませんでした。そこで、太陽光をはじめ、水力、風力、地熱、バイオマス等の自然エネルギーを世田谷区外から購入する「自治体間連携」の施策をはじめました。今春からまずは川場村と提携し、川場村の木質バイオマス発電による電気を区民向けに販売する仕組みを整え、バイオマス発電や水力発電などの再生可能エネルギーを購入したということです。

持続可能な社会を目指すべく、まず区が積極的に取り組む姿勢をみせることが大切です。幸い、港区には「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」等の成功体験があります。港区でも再生可能エネルギーを介した「自治体間連携」を積極的に導入することで、長期的にRE100を目指していただければと思います。まずは調査のための予算計上を要望します。

区は、二酸化炭素排出量の削減に貢献するため、太陽光や風力などの発電に適した土地や資源を豊富に有する自治体から再生可能エネルギーによる電力の導入を目指しております。そこで、平成 29 年度から再生可能エネルギーの発電事業を行っている自治体を対象に、発電量や設備、売電の状況を調査するほか、区内への再生可能エネルギーによる電力の効果的な導入方法について検証を進めております。

平成 30 年度は、再生可能エネルギー導入に向けた具体的な検討を進めるとともに、導入のための準備を進めていく予定です。

区としましては、区有施設の新築・大規模改修などの機会をとらえた太陽光パネルの設置などの従来の方法に加え、自治体間連携による再生可能エネルギー導入を進めることで、再生可能エネルギーの利用を拡大してまいります。

5、環境について

5-1、環境向上について

(1) 雑がみのリサイクル率向上を

ごみを減らすことは環境に優しいのみならず、最終処分場の延命化や処理費用の軽減にもつながります。

港区の平成27年調査で一般家庭の可燃ごみに占める紙類の割合は30%にものぼるというデータが出ており、本来資源化が可能な雑がみの多くがごみとして処理されていると推測できます。

自己処理が原則の事業者の出すごみに関しても、紙類の占める割合が2割を超えつつも、新聞、雑誌、段ボール以外の紙類は資源化率が低いというデータが、平成28年2月の港区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書から見て取れます。事業者が資源化せずごみに入れてしまっている雑がみに関しても、事業者に啓発することで資源化に結びつけていくべきと考えます。

一般家庭や事業所でごみに多く含まれてしまっているものの本来資源化が可能な雑がみの資源回収促進に向け、啓発の充実や集積所での分かりやすい表示の実施など、効果的な取り組みへの予算措置を要望します。

家庭から排出される紙類について、雑紙もリサイクルできることをより多くの方に理解していただけるよう、「資源とごみの分別ガイドブック」や「ごみ分別アプリ」などでわかりやすく周知していきます。特に雑紙については集積所に出す際にも大きさが不統一で、ひもで縛って出すこれまでのルールでは手間がかかるため、雑誌に挟んで出す方法や紙袋等を出す簡易な方法を周知するとともに、さらに出しやすい方法について検討してまいります。

また、事業者向け3R推進活動として、立入調査（年250件程度）、廃棄物管理責任者講習会（年3回）、ごみ減量セミナー（年2回）等を実施し、事業者に対する啓発を行っています。資源化率が低い雑紙（ミックスペーパー）については重点課題と捉え、有価物売買による処理コスト削減の方法を広く周知することで、事業者による自主的な取組を支援しています。

さらに、平成30年度から新たに中小企業基本法に規定する小規模事業者の紙類を集団回収の対象品目に追加することを予定しています。

区ではこのような取組の中で、今後も雑紙のリサイクル率の向上を図ってまいります。

(2) みなとタバコルールの徹底を

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、日本人だけでなく海外から訪れる観光客へのみなとタバコルールの徹底が大変心配されます。啓発員が英語で音声を流していますがそれだけでは、海外の観光客にルールを伝えるには不足しています。さらなる徹底をしていただけるよう要望します。

区は、みなとタバコルール推進のため「周知・啓発」「巡回・重点指導」「喫煙場所の整備」を3つの柱に掲げ、充実・強化に取り組んでおります。

東京 2020 大会に向け、国内外から港区を訪れる多くの人々にみなとタバコルールを知っていただき、守っていただくため、多言語での啓発ポスターやチラシ、喫煙場所マップ、巡回指導員による音声アナウンス、街頭ビジョンやデジタルサイネージでの啓発CMなど、わかりやすく伝わりやすい周知・啓発の取組をさらに強化して取り組んでまいります。

6、動物愛護について

6-1、さらなる動物愛護に向けて

(1) 積極的な地域猫対策を

5年間「動物殺処分ゼロ」を続けている千代田区では、猫の不妊・去勢手術の助成（オス1万7千円、メス2万円、妊娠中2万5千円、ちなみに港区はオス5000円、メス8000円の助成があるだけ）はもちろん、手術以外の医療費上限6000円、譲渡会までの一時預かり補助、1匹あたり上限4万円補助を行っています。港区でも同様の支援を求めます。

また、千代田区のように、バラバラなボランティア団体を一つにまとめるために、区が「普及員制度」を導入し、区のこの「制度」に団体、個人問わず登録してもらい、横のつながりをもたせて、協力体制をとるべきです。その団体を中心に、里親探しや啓発活動を積極的に行い、区と動物病院も協力する体制を構築し、譲渡会や啓発のPRは、区がホームページや広報誌に掲載するよう要望します。

区では地域猫対策として、去勢不妊手術により飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、去勢不妊手術費用の補助を行っています。今後も動物愛護を推進し、処分される猫を減らすため、猫の去勢・不妊手術補助金交付制度の見直しを含め、効果的な取組について検討してまいります。

また、ボランティア活動について、現在ボランティアを行っている方やボランティア活動に関心を示している方等から意見を聞き、支援のあり方を検討してまいります。保護された猫の里親探しは東京都が行っている譲渡事業の周知をホームページ、広報みなどを通じて行っています。その他、民間の譲渡団体が独自に実施しているものについては、その考え方や方法にさまざまな意見があることから、譲渡の実態をふまえ適切な支援のあり方について今後の検討課題としてまいります。

(2) ドッグランについて

区としてもドッグラン設置を進めてくださる意向ですが、芝浦中央公園、港南緑水公園以降の設置が一向に進んでおりません。区内の犬の登録頭数は1万を超えており、防災にしても、まちづくりにしても、ペット込みで考えていかなければならない時代です。飼い主の数の多さや都心の住宅事情を考えると、犬を自由に走らせ、飼い主の交流やマナー啓発にも寄与できるドッグランが徒歩で行かれる身近な場所にあることは、住民サービスの大切な一環です。区内

の公園はノーリード禁止になっており、このルールの遵守を飼い主に求めるからには、禁止する一方ではなく、放せる場所の確保も必要です。

ドッグランに関する区民意識調査結果を見ても、設置を希望する方の割合は高いです。区が定めた面積要件の緩和や、区立・都立の公園だけでなく、民有地も含め候補地を探す、常時開設でなく一定の時間を区切ってやってみるなど、様々な可能性を探り、取り組んでいただきたいと思います。麻布地区にドッグランの設置を求める請願が2015年の6月に出され、満場一致で採択されております。麻布地区をはじめ、区内に新たにドッグランを設置することを前向きに検討していただきたいと思います。

現在、区では、有栖川宮記念公園を候補地として移動型ドッグランを含め検討を進めているとお伺いし、前に進めてくださっていることに感謝しております。

公園利用者等の意見も調整しながら、ぜひ設置に向けて前向きに取組を進めていただきたく、予算計上をお願いします。

ドッグランの設置に当たっては、利用者と犬の安全を確保するため、ドッグランの最小面積である500㎡が確保できることや、他の公園利用者や近隣住民の理解が得られることなど、区として設置基準を定めております。この基準に基づき芝浦中央公園、港南緑水公園を開設した後も、他の候補地を調査検討してまいりました。

現在は、麻布管内に移動型ドッグランを含め検討を進めております。

公園利用者からは、子ども達の遊ぶ場所や自然環境の保全を優先すべきとの意見や、従来の飼い主のマナーの悪さからドッグランの整備に反対する意見があり、公園利用者の理解を得ることが重要な課題となっております。

今後も、公園利用者と近隣住民のご理解が得られるよう丁寧な説明をするとともに、様々な課題を一つ一つ解決して、設置に向けた取組を進めてまいります。

7、福祉施策について

7-1、高齢者支援の向上に向けて

(1) 地域包括ケアシステムに携わる人材確保を

地域包括ケアシステムは、地域の資源をどう活用するかが問われており、今ある資源だけではなく、今後とも資源の掘り起こしにつとめていかなければなりません。地域資源である将来にわたっての人材確保を要望します。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、民生委員・児童委員、町会・自治会、警察、消防や高齢者相談センターなどとの連携に加え、地域で生活する区民や、地域の様々な活動主体と協働して互いに支え合う取組を促進する必要があります。

制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、ひいては地域を創っていく「地域共生社会」の実現のため、地域を基盤とする包括的支援の強化に向けた取組を推進していきます。

区は、今年度、地域で高齢者支援に携わる関係機関で構成する生活支援体制推進会議の設置や、地域の支え合いの調整役となる生活支援コーディネーターの配置により、町会、自治会などの様々な主体との連携を強化しながら、高齢者が集まるサロンなど地域資源の状況把握や、ボランティア等人材の発掘及び養成などを推進しております。

今後も、継続的に人材確保に努め、地域の高齢者を支える仕組みづくりを広げてまいります。

(2) 港区社会福祉協議会への支援を

成年後見人制度の推進、地域包括ケアシステムの推進をするなら、港区社会福祉協議会が港区から課されている課題は大きいです。

その課題、施策を実現するためにも、人員配置と運営するための予算が必要です。区として、しっかりと支援していくよう要望します。

港区社会福祉協議会は、地域福祉の推進のため、地域の多様な活動主体が支え合う地域包括ケアシステムの構築に向け、重要な役割を担っています。

区民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取組への協力と支援を行い、区民の抱える課題に総合的に対応するために、福祉活動の担い手の確保やネットワークの構築などによる地域の支え合いの促進と地域福祉施策の充実を図

れるよう、適切な人員配置と着実な運営を確保できるよう支援してまいります。

(3) 在宅医療、療養への支援を

日本では、死亡率が出生率を上回り、人口が減り続けています。死亡数がピークに達するのは2030年。団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者となって介護が必要な年代です。

このころ、日本は超高齢社会の次にくる「多死社会」を迎えると言われているそうです。2010年に102万人だった年間死亡者数が2030年には161万人になり、60万人も増加すると予想され、危惧されているのがその60万人もの方が在宅療養に移らざるを得ないという事です。これは現在8割の人が病院で亡くなっているとの推計ですが、今後死亡数が増えると予想されても人口は減少する一方で、療養病床が著しく少ない状況では在宅療養への移行するような整備が必要とされています。

現在、約8割の人が病院で亡くなっていると推計されていますが、アンケート調査などでは、「介護や住まい、病状などの条件さえそろえば最期は自宅で迎えたい」と望む人が多いことが明らかになってきています。自宅や施設で人生の最後を過ごし、そこで亡くなるためには、24時間いつでも医療者に連絡がいつでも対応できるシステムと患者家族が落ち着いて看取りに対応できるサポートが不可欠です。そこを支えるのが在宅医療だと思います。

病院だけで患者を診るのではなく、地域で患者を診る。これが地域包括システムであり、国は「病院完結型医療」から「地域完結型医療」へ移行を図っています。そのシステムを機能させるためにも在宅医療の普及と発展は急務であると考えます。

地域包括ケアシステムは、「地域の連携」が必要であり、訪問診療や訪問看護、訪問介護、ケアマネージャーといった在宅サービスとの連携はもちろんのこと、患者本人の生きがいや家族の介護の理解が必要であると思われれます。患者と、介護をする家族の生活を支えなければいけません。患者、家族の体力、精神力をささえてこそ継続的な在宅療養がなりたつと考えます。患者やその家族と一緒に支え合い、寄り添う医療が必要とされるでしょう。

在宅医療、介護相談連携窓口を赤坂地域総合支所に設置されていますが、窓口の機能や区民等への周知、地域での取組の強化の為予算要望いたします。

在宅医療・療養・介護相談連携窓口の機能は、「区民等からの相談対応」、「医療・介護従事者の連携強化」、「在宅医療・療養に関する情報収集と発信」です。

赤坂地区に設置した窓口の開設に当たっては、広報みなとや区ホームページに掲載するとともに、区内外の医療機関等への訪問やリーフレットの送付による周知を行っています。平成 29 年 9 月 2 日には、港区医師会等と協働して、赤坂区民センターで、窓口の紹介も兼ねた区民公開講座「楽しく食べて健康生活」を開催しました。

今後、この窓口を拠点に、地域に精通した港区医師会等の医療関係者、訪問看護事業所等介護事業者、病院関係者等で構成する「在宅医療・療養・連携調整会議」を定期的に開催し、地域課題の情報共有や医療と介護の連携の強化に努め、区民が住み慣れた地域で、安心して在宅生活を送れるよう、来年度からの全区展開に向けて取り組んでまいります。

7-2、障がい者支援の向上に向けて

(1)がん治療に伴う外見（アピアランス）ケアへの助成制度の強化を

昭和 56 年以降、わが国の死因は、悪性新生物（がん）が 1 位となっており 2 人に 1 人ががんにかかり、3 人に 1 人ががんで亡くなると言われています。

港区においてもがんは死因の第 1 位であり、平成 26 年には 508 人ががんで死亡し、死亡の 32.1%を占めています。このようにがんは区民の生命と健康を脅かす疾患となっています。

港区では今年度、都内初として、がん治療に伴う外見（アピアランス）ケアへの助成制度を開始しました。がんの治療に伴う苦痛は、医学の進歩とともに身体的なものは軽減されつつあるものの、脱毛などの外見変化による苦痛は依然として、大きなものとなっています。がんの治療に伴う身体的苦痛では、脱毛や乳房切除などが上位を占めています。こうした外見（アピアランス）の変化は治療や就労などの意欲を低下させるため、ウィッグ（かつら）や胸部補正具の着用といったケアが重要となっています。抗がん剤の副作用をカバーするウィッグ（かつら）や乳房の切除などをカバーする胸部補正具の購入経費（医療保険の対象外）の一部を助成し、がん患者の社会生活を支援しています。

今後も、実際の現場の意見を聴取した上で、さらなる発展をするべく今後の拡大に期待いたします。

がん治療に伴う外見（アピアランス）ケアの助成制度について、さらなる強化のための予算要望いたします。

ウィッグの助成をしている自治体は、近隣では横浜市、大和市などがありますが、胸部補正具も含めた助成をしている自治体は関東では港区しかなく、区

民の皆様からも多くの問い合わせをいただいております。

今後、平成 30 年 4 月に開設する「港区立がん在宅緩和ケア支援センター」において、がんの治療に取り組む区民の皆様からの様々な相談を受ける中で、ご意見等を把握し、制度の充実等に活かしてまいります。

(2) 介護職の人材育成を

港区の高齢者数は、平成 29 年 1 月 1 日では 43,155 人になり、高齢化率は 17.3% となりました。年齢別高齢者数では前期高齢者が 22,227 人、後期高齢者が 20,928 人となって今後益々高齢化がすすみ、平成 37 年には 46,765 人となる推計が出ています。高齢化が高まる中、高齢者を介護する人材不足が深刻化しています。

厚生労働省の公益財団法人「介護労働安定センター」は、2015 年 10 月から 1 年間に全国の介護職員の 16.7% が退職したとの調査結果を公表しました。前年に比べ離職率は 0.2% 悪化し、全産業平均の 15% (2015 年) も上回り、人材不足が常態化している状況が裏付けられています。調査は 2016 年 10 月に実施され、8993 事業所についての回答では、介護職員の過不足を事業所に尋ねたところ、「おおいに不足」「不足」「やや不足」を合わせると 62.6% で 1.3 ポイント増加したとの事です。理由は「採用が困難」が 73.1% と最も多く、「高齢化に伴う利用者増に職員の確保が追いついていない」と説明している事との事です。

港区の介護職の募集について調べたところ、品川職業安定所の統計では 1 人の求職者につき約 60 社のアプローチがあるとの事で、人材不足の深刻化が問題視されています。ただ、特別養護老人ホーム、デイサービスなどの施設では支障がないように配置しているとの事でした。

介護職の不足の影には、職員不足による 1 人の職務の負担が大きくなり、ストレスの増加によって、虐待に繋がるケースもあるとの事で、早急に対応が必要と考えます。虐待防止に向けた取組みとして介護職員でつくる労働組合の「日本介護クラフトユニオン」は、介護事業者 40 社と職場環境改善に取り組む労使協定を結んだと 8 月 9 日の日経新聞で発表しました。職員のストレス予防や解消などの他、虐待に関する職員からの相談や通報への窓口を社内外に設置する取組が行われます。厚生労働省の調査では、介護施設の職員による高齢者への虐待は 2015 年度には全国で 408 件あったとの事で年々増加傾向です。

また働きながら家族などの介護をしている方々は、仕事と介護の両立が必須であり、介護を理由とした離職問題の改善が必要です。離職すると、金銭問題

だけでなく。家族の介護に追われた末、虐待につながるケースもあると伺っています。介護離職の防止にあたり、働きながら家族、親族等の介護をする人への対策を、区として検討していただきますようお願いいたします。

介護職の人材育成を港区でもさらに積極的に取り組んで頂きますよう予算要望します。

区は、これまで、介護職の人材育成策として、職層ごとの研修事業を実施し、介護の資格を取得するための学費や資格取得のための研修費用の一部助成なども行ってまいりました。

昨年5月からは、就労支援促進や離職率の改善を目指し、介護就労支援・雇用相談等支援事業として専門職による相談窓口を新たに設置しました。介護職を目指す人への情報提供、生活・就労支援センターやハローワークへの同行支援などに加え、現在就労中の介護職の悩みや相談にも対応し、アドバイスすることで、人材育成や雇用の定着を図っております。

今後も、相談窓口の充実を図るなど、介護職の支援に努めてまいります。

(3) 障害者の就労支援の強化を

港区の障害者手帳所持者は平成28年度末現在で、身体が5,143人、愛の手帳が803人、精神が1,372人となっており、人口増加に伴い、今後益々障害者人口も増加傾向にあります。

障害者雇用促進法が改正され、2018年4月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加えることに併せて、障害者の法定雇用率を2.3%（民間企業の場合、当分の間2.2%、公的機関・独立行政法人等は2.6%、当分の間2.5%、都道府県等の教育委員会では2.5%、当分の間2.4%）に引き上げられました。今後、障害者の雇用を促進し、納税者になる事が大切だと考えます。

2016年4月から雇用の分野における差別の禁止における合理的配慮の提供が義務化されており、実現に向けて港区では新たに10億円の港区障害者福祉推進基金が設置されました。この基金を障害者就労支援事業所の生産設備の整備費補助に活用し、障害者の就労支援の充実を図っています。

港区の就労支援事業所は、みなと障がい者福祉事業団、みなとワークアクティ、西麻布作業所、みなと工房、アプローズ南青山、アイエスエフネットベネフィット青山事業所、等の事業所があります。

今後益々、障害者人口の増加を踏まえ、障害者が地域で安心して就労する事

業所を増加し、支援の為、予算要望します。

就労支援事業所の開設希望があった際には、区内の就労支援事業所の事業所数や所在地、内容等の状況について情報提供し、事業所開設のための相談に丁寧に応じています。

また、開設後には、区内就労支援事業所で構成する連絡会を通じ、情報共有や連携等を行い、就労支援事業所間の繋がりを深めています。

さらに、「港区障害者福祉推進基金」を効果的に活用した事業として、新たな販路拡大や生産性の向上等のために行う備品等の設備整備や、技術の習得の向上に必要な学習会等の実施に要する経費への補助事業を行うとともに、障害者就労支援事業所の受注業務の確保・拡大を図るため、事業所間の連携強化や共同受注・共同生産の仕組みづくりを行っています。

こうした取組により、障害者が地域で安心して利用できる就労支援事業所を増やし、支援してまいります。

(4) 障害者の卒業後の日中活動の場の整備を

港区障害者計画・第4期港区障害者福祉計画の概要の中の重点事項にある、障害者の卒業後の日中活動の場の整備についてです。

現在18歳未満の障がい者については、児童福祉法による整備がすすみ、放課後の生活について児童館や日中一時支援、数年前から放課後等デイサービスにおける受け入れが充実し、18時頃まで家庭以外の場所で他の人々と交流して過ごす環境が整っています。

ところが、学校卒業後、生活介護事業所等に通所する場合、16時頃までの退所となっている事業所が多くなっています。そのため母親が就労している家庭や介護等を抱える家庭では、親の夕方の帰宅時間まで、移動支援を活用してヘルパーの方と過ごしている実態があります。母親が就労している場合は、毎日の人材確保が困難であり、通所施設退所後、毎日2時間以上、決まった場所がなく外で過ごす事が余儀なくされています。またひとり親にとって、帰宅時間を合わせて勤務時間を変更する事は、生活に関わる大問題です。

日々の生活を豊かにし、コミュニケーション能力の向上にも繋げるためにも、現在、生活介護事業所等の退所時間となっている、16時以降にも、障害者の日中活動ができる場所の提供を考える必要があると思います。予算要望します。

区は16時以降に自宅以外で介護する事業として、障害保健福祉センターで

障害児・者を対象に、障害者の家族のリフレッシュを目的として、食事や入浴を提供し、宿泊を含めた短期間お預かりするレスパイト事業を実施しています。

この事業に加え、放課後等デイサービスを利用している障害児が増加している状況、生活介護事業所等から帰宅した障害者の方の生活状況を踏まえ、16時以降にも障害者の日中活動ができる居場所を平成 31 年度から確保してまいります。

(5) 高次脳機能障害の認知・啓発への充実を

交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力や集中力・考える力に障害が出たり、性格の変貌や行動の異常などが生じることがあり、これら認知機能の障害を『高次脳機能障害』と言います。

ある日突然、事故や脳血管疾患により、身体的不自由だけでなく、性格や行動にも変調をきたすので、本人はもとより家族の不安や心労も大きいです。

専門医が少なく、高次脳機能障害との診断がきちんとなされないケースも多く、適切なリハビリに繋がらないなどの問題があります。例えば年齢的に 65 歳を超えていれば介護サービスの対象なので、高次脳機能障害（脳血管性認知症）であってもアルツハイマー型認知症と同じ扱いを受けるなど、複雑な障害である高次脳機能障害に対し、適切な診断や個々人に合わせたリハビリテーション、生活支援等の手法がまだまだ遅れている現状です。

脳損傷は、脳に関係する神経細胞が脱落し失われている状態ですが、残った細胞が失われた機能をおぎない、カバーすると言われており、症状にあったリハビリが重要です。

港区ではヒューマンぷらざ、あいは一とみなと、支所区民課で常時個別相談を受け付ける他、平成 22 年度より理解促進のため年 3～4 回講演会や研修会を開いたり、ヒューマンプラザでは毎月第 3 木曜日に関係者同士の交流ができるなど、支援体制が整っていると感じます。

しかし、自らが高次脳機能障害であるという認識がなく埋もれている患者も多くいると思います。粘り強い啓発を行うことで、そのような方を掘り起こし、患者や家族への適切な支援につなげることができるよう、また一般の方にも高次脳機能障害への認知が進むよう、効果的な啓発の充実拡大に予算措置を要望します。

区は、平成 22 年度から、講演会、研修会、相談会を通じ、高次脳機能障害への理解及び支援促進に取り組んでおります。これらの取組に加えて、現在、

高次脳機能障害のひとつの症状として現れる言語障害と判定された方へ行ってきた障害保健福祉センターの機能訓練の対象を、高次脳機能障害に拡大し、機能訓練が利用しやすくなるよう港区障害者計画に計上しております。

区はこれからも、各総合支所や障害サービス事業者、介護保険サービス事業者、医療機関等を協力し、高次脳機能障害者が住み慣れた地域の中でいきいきと生活ができるよう取り組んでまいります。

(6) 成年後見制度の支援を

成年後見制度（法定後見）は、認知症や知的障害、精神障害によって、判断力が不十分な人を法律的に支援する制度です。

港区の現状としては、これまで高齢者は高齢者部門、障害者は障害者部門等で行き組み、区長申立は各地区総合支所が所管し、港区社会福祉協議会が「成年後見利用センターサポートみなと」を設置、運営しています。市民後見人の育成にも力を入れており、専門家の弁護士、司法書士、社会福祉士等以外の社会貢献型の市民の方にも期待いたします。

しかし、市民後見人の方の仕事内容は、24 時間体制で、報酬に見合わず、過酷な労働状況だとお聞きしました。そのような労働状況の整備もする必要があると考えます。

他の区の例では、品川区の後見センターでは、成年後見人がいない場合は行政と連携し、市区町村長の申立権を活用し、社協が「法人後見人」となります。また、品川区社会福祉協議会では、親族の委任による成年後見の申し立ても社協が代理する場合、様々な支援体制が整備されています。

品川区の社協（後見センター）は区と連携してきめ細かい支援していて、地域の介護関係者や民生委員から情報や相談があると、月 2 回のケース会議で、どのようなサポートをするのがよいかを検討し、具体的な方針を定める決定会議、外部の有識者の目で審査する運営委員会で議論を重ねています。ケースによっては、他の専門家団体などに紹介します。

また財産の乏しい人でも利用できるように、後見人の報酬などを助成する社協独自の制度もあります。

港区でも社協が市民後見人制度を採り入れましたが、さらに法人後見をしてくれる団体を組み入れる事で活動がスムーズになると思われます。

今後も、成年後見を必要としている方や、そのご家族が地域で安心して暮らし続けるため、さらに成年後見制度が強化、充実するために予算要望します。

区では、平成 29 年 3 月に閣議決定した成年後見制度利用促進計画を踏まえ、成年後見制度に係る関係各課での今後の検討方法等について、情報共有を行うと共に、昨年 8 月に開催された特別区の平成 29 年度第 1 回成年後見制度担当課長会において、各区における計画策定に係る課題の抽出や情報交換を行いました。

また、港区社会福祉協議会が運営する成年後見利用支援センター「サポートみなと」の利用促進に関する取組状況や講演会等の参加者の声などの把握を進めているところです。

国が策定した成年後見利用促進基本計画では、市民後見人がより活用される取組として、市民後見人候補者が、法人後見を担う機関による法人後見支援等に携わり、実務経験を重ねる取組も考えられています。

また、法人後見の担い手の候補としては、社会福祉協議会や市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられるほか、各専門職の団体や福祉団体によることも想定されております。区は、成年後見制度の利用を必要とする区民の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度が促進されるよう、成年後見利用支援センター「サポートみなと」を運営する港区社会福祉協議会と連携して、市民後見人の活用支援と合わせて、法人後見の活用について検討してまいります。

7-3、自殺対策の向上に向けて

(1) 自殺対策と自死遺族支援を

港区の自殺の現状は、国の統計による港区民の年間自殺者数は、平成 23 年から 27 年までの平均が、39.6 人となっています。平成 21 年から平成 23 年までは、53 人から 55 人と比較的高い水準が続いていた中で、24 年は 37 人と減少し、26 年には 33 人となりましたが、27 年には 39 人と増加しています。

人口 10 万人当たりの自殺者数の割合を表す自殺死亡率「自殺率」は、港区が全国や東京都と比較して高い水準にありましたが、平成 24 年に減少し、平成 27 年は、港区が 16.21 人、東京都が 18.63 人全国が 18.57 人となっています。

自殺の男女比では、港区では国や東京都と比較して、女性が多いのが特徴で、30 代以下の占める割合が港区は 37.0%と全国の 25.7%、東京都の 34.6%と比較して高い状況にあります。男女で自殺者数では 40 代から 50 代世代が高い傾向です。

また職業別でみると、男性も女性も学生の割合が全国や東京都と比較して高

くなっています。

若者の自殺を未然に防ぐためにも、学校、教育現場、地域等における心の健康の保持にかかる体制整備に必要な施策を、どう実施していくか、継続していくか今後の課題です。よって、港区の自殺者の特徴は、国や東京都に比べて、男女比では女性の割合が多く、年齢別では40代から50代の男性、30代以下の女性、そして学生が多い事です。

このような港区の自殺者の傾向を捉えて、自殺対策を強化するべきです。

また、自死遺族支援、いわゆる自殺した方のご家族の支援も大切だと考えます。家族の心の中には、自分のせいで家族が自殺したのかもしれないなど、自責の念に苦しんでいる方や、あの時、止められなかった、との後悔に苦しんでいるというご遺族からお話をお聞きしました。そのような気持ちから、うつ病になる事もある、と言います。

港区の自殺対策、また自死遺族支援の為、予算要望します。

港区では、「港区自殺対策推進計画」に基づき、区内の自殺の状況を把握するとともに、総合的に自殺対策に取り組んでおります。

特に自殺未遂をした方とその家族に対して、自殺未遂者対応支援事業「いのちのサポート相談」を実施し、若い世代から高齢世代までの人に対して、寄り添い型の支援を行っています。また、平成29年から「うつ病家族講座」として、うつ病の患者を抱える家族の支援を開始しました。さらに、自死遺族支援としては、自死遺族のつどい「わかちあいの会みなど」を年6回開催するとともに、民間の自死遺族支援事業も紹介しています。

今後も、区内の自殺の状況を分析し、総合的に自殺対策を進めてまいります。

8、防災について

8-1、区民の安全を守る防災のさらなる支援に向けて

(1) 家具転倒防止器具等助成の拡大を

防災は自助から始まるということです。まずは自分が助かる。その次に、隣・近所の人を助けられることが大前提です。震災が起きる際、発生時間にもよりますが、室内で被災する方は多くいます、特に港区では高層マンション・高層ビルの中で被災する人数は多くのぼります。

東京消防庁の調査によると、近年発生した地震でけがをした人のうち、家具の転倒・落下が原因となった割合は 30～50%を占めています。室内で自分が助かるためには、物が落ちてこないこと、何かが倒れてこないこと、が大変重要です。そのために港区でも家具転倒防止器具等助成を行っておりますが、現状は一世帯に対して 1 回限りの助成、助成の上限は 50 ポイントとなっています。

家具転倒防止対策等推進事業の決算額は、たった 1,000 万円です。防災対策費の 28 年度の決算額は 78 億 5,000 万円ですが、うち震災対策基金への積立金を除くと 5 億 2,700 万となり、家具転倒防止対策等推進事業が防災対策費全体の中で 1.89%という低い割合になりました。

区民の命を直結して守ることができる本事業は、さらに拡大をするべきだと考えます。具体的には、以前もご提案していますが、各世帯の人数に応じたポイント制にすること、1 世帯で一度きりの申請ではなく、5 年・10 年など期間を設け、その時期が来れば再度申請できるようにすることです。

どの家庭もすべて 50 ポイントというのはおかしいように感じます。1 人暮らしの人と、5 人家族の世帯では保有している家具の量は同じではありません。

また、家具転倒防止器具も物によっては劣化をするものもあります。耐用年数があるということで区で購入しているヘルメットも 6 年おきに新しいもの買い替えをしています。ある、転倒防止器具を生産しているメーカーでは、耐用年数 8 年としています。

このようなことも踏まえ、さらに家具転倒防止器具等助成の拡大を求めます。

家具転倒防止対策等促進事業は、区民が自宅でケガをしないために自発的に対策に取り組むきっかけとして支援を行っております。家具転倒防止器具等助成制度は、平成 18 年度から実施しており、今年度は、器具の取付支援対象の拡大や新たな助成器具を追加する等、制度の見直しを行いました。また、平成 29 年 12 月には、倒れる家具がないことにより、安全につながることをテーマに学ぶ講演会を実施しました。

今後は、当該制度を継続しつつ、3人以上世帯の助成ポイントを増加します。また、追加支援として助成済みの各世帯に対し、防災用品を一部を除いて通常よりも低価格で提供する「防災用品あっせんパンフレット」を送付し、自宅の対策状況を見直す機会を設け、自発的な取組を支援します。また、区民がそれぞれの住まい環境に応じて対策に取り組みやすいよう、講座や訓練等の学ぶ場をはじめ、広報紙やパンフレット等を活用し、家具の数を減らす、家具の配置を工夫する等、幅広い視点から取り組む安全対策の周知を行ってまいります。さらに、高層住宅への直接訪問や防災アドバイザーの派遣並びに防災出張講座等の他事業と組み合わせて支援を行い、区民が「自宅でケガをしない」ための意識啓発を行ってまいります。

(3) 今後の災害時における協力協定締結を

港区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、港区防災会議が作成するものです。今回、平成28年修正の背景には、関連法令の改正や熊本地震の発生、都心部特有の課題への対応があります。

熊本地震の際には、港区からも応援物資を緊急にトラックで運び、早急な対応を取る事により被災地の方への支援を行った事は高く評価されました。早急な対応をするためにも、災害時協力を締結している自治体に加え、他の分野で交流有する自治体との関係がこうした支援につながりました。

区役所本庁でも、イベント的に交流地域の名産が販売されたり、区内各地のお祭りで踊りや名産が紹介されたりする事は、自治体間連携において港区と深い関係となる絶好のチャンスとなります。こうした事から災害時においてもお互いが支えあえる関係となります。

特に、福島県いわき市及び、岐阜県郡上市等との災害時における相互協定では、災害時に急に依頼する、ということではなく日頃からの交流により、仲間意識を

高める事で、緊急時の災害対応が迅速に行われて、仲間をいち早く助ける意識が生まれており、大変有効的なことであると考えます。

今後の災害時における協力協定締結を強化の為の予算要望します。

区は、福島県いわき市及び岐阜県郡上市のように平時から交流がある自治体と災害時協力協定を締結することにより、緊急時に迅速な応援・受援を可能とする関係を築いております。

今後も、あらゆる分野で交流のある自治体と、顔の見える関係を築いたうえ

で、実効性のある災害時協力協定の締結を進めてまいります。

(3) 疫病対策を

首都圏直下型地震等、災害発生後に想定される被災した建物の下敷きに亡くなられた遺体やごみ処理問題に伴う悪臭、真夏における汚物、し尿処理等の課題が懸念されています。被災地の環境衛生に努め、疫病を防ぐためにも疫病対策に関して早急に検討するよう要望します。

区は「特別区災害廃棄物処理ガイドライン」を基準とし、発災後、速やかにごみやし尿の収集運搬作業を開始します。ごみにおいては、プラスチックを可燃ごみとして収集する等の臨時的な分別区分の変更や腐敗性のあるごみ等を優先して収集していくことや、し尿においては、マンホールトイレ等、下水処理を優先した施設整備や資機材の調達を行い、バキューム車利用の抑制に努める等、区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

また、災害により行方不明者や死亡者が発生したときは、「港区災害対応マニュアル」で、その捜索・収容等、遺体の取扱いを定めています。

災害時の防疫及び生活衛生活動につきましては、「港区災害時医療救護活動マニュアル」において、感染症の発生を予防するために区民等への健康調査・指導・相談業務を実施し、患者の早期発見と拡大防止に努めることや、避難所における環境衛生・食品衛生に関する助言や指導、監視活動の実施、消毒等の対策を講じております。

更に、港区地域防災計画（平成 28 年修正）において、新たな区民避難所の衛生管理対策として、避難者の居住場所とペットの完全分離など、適正なペットの同行避難の体制整備を掲げており、現在「(仮称) 区民避難所におけるペット対応マニュアル」を策定中です。

今後、各マニュアルを平時から見直し、更新をしてまいります。

8-2、消防団活動へのさらなる支援に向けて

(1) 消防団の訓練場所の確保を

消防団が直面しているのは、その訓練場所が確保しづらいことです。訓練は仕事が終わりに、夜間に行うことが多いため、公共の場などを一時的にお借りして、電気を照らして行うこととなります。訓練に必要な 100m の直線道路を確保することは極めて困難である一方、照明設備の設置に毎回多くの時間をとられてしまいます。赤坂のある消防団も、現在使っている場所が開発のために使え

なくなる事態が目前に迫っています。

そこでお願いしたいのは、2つです。一つ目は、今後開発が行われる場合にはぜひ消防団の意見を聞き、計画の中にできるだけ訓練場所の確保を入れていただくことです。開発の場合には、例えば訓練場所の確保を地域のまちづくりに貢献する要件の一つに入れて誘導すること、また公共施設の建設の際には、ぜひ訓練できる場所をあらかじめ設計に織り込んでおいて欲しいと思います。二つ目は、特に赤坂消防団第一分団が訓練している赤坂中学校前は夜間とても暗く、訓練に支障が出ています。開発に合わせ、街灯の増設を要望します。

区では、開発事業者に対し、大規模開発等の際に、空地等を消防団の訓練場所として利用できるよう、積極的に働きかけを行っております。また、消防団を所管する各消防署では、交通量の少ない区道や都有地、民間企業の敷地の借用等、訓練場所の確保に努めております。

赤坂中学校前区道の街路灯の照度については、必要に応じて、灯具交換や街路灯の増設などを検討してまいります。また、改築計画等とも連携して検討してまいります。

8-3、区の危機管理向上に向けて

(1) 武力攻撃や大規模テロ等に対する危機管理の強化を

昨今では、北朝鮮弾道ミサイルが毎日のように、国民を脅かすという、本当に信じがたい事が起こっています。また武力攻撃や大規模テロ等に対する危機管理の体制をしっかりと整備しておくことは不可欠です。

国において、平成16年に国民保護法（正式名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立・施行されました。この法律により、地方公共団体は、あらかじめ定める国民保護計画に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際しては、区が東京都や警察、消防などの機関と連携して、「情報の提供」「避難の誘導」や「避難所の開設」「救援物資の配布」などの国民保護措置を迅速・的確に実施することが定められました。

港区では、武力攻撃等の事態に、区民を守るための国民保護措置が迅速・的確に実施できるよう平成19年3月に「港区国民保護計画」を作成しました。

その後、国の国民の保護に関する基本指針が変更されたことや東京2020オリンピックパラリンピック競技大会が開催されることなどから、東京都国民保護計画が変更されたことを受け、区においても平成28年3月に計画の一部を変更しました。この中では、区の責務や平素からの備え、復旧等、大規模テロ等（緊

急対応事態)への対応等の詳細が策定されています。

最近の北朝鮮からの弾道ミサイル発射や、武力攻撃、世界各地で発生している大規模テロ等に対する危機管理体制の取組強化のため、予算要望します。

昨今の北朝鮮に係る国際情勢や東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会の開催が迫る中、弾道ミサイルやテロなどの脅威が高まりつつあります。

武力攻撃に係る国民保護については、内閣官房が主導となり内閣官房ポータルサイトより必要な情報が確認できるようになり、区のホームページにおいてもリンクの貼り付けや情報の提供を継続して実施し、区民に対し周知してまいります。

また、実際に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、区民や来街者に対し、Jアラートの仕組みなどにより防災行政無線から緊急情報として避難行動を促します。国が武力攻撃等を認定した場合は、「港区国民保護計画」に基づき、国や東京都と連携し、「港区国民保護対策本部」を設置し、区民や来街者を迅速に避難誘導する等、安全を確保してまいります。

9、産業経済について

9-1、中小企業、ベンチャー企業支援向上に向けて

(1) 中小企業支援媒体「こうりゅう」の見直しを

港区では中小企業支援のための情報発信を多く行っております。港区内の中小企業や商店街のご紹介や、お得な情報満載の港区中小企業応援情報誌とうたわれている紙媒体「こうりゅう」ですが、10万部を年4回発行し28年度には530万円と支出しています。

こうりゅうは、中小企業支援の情報を掲載している媒体のため、この情報を必要としている人は、区民全員ではありません。しかし現在は年4回、全戸配布をしています。

対象となる区民が限定的であること、紙媒体であることも踏まえ見直しを求めます。

中小企業情報誌「こうりゅう」に掲載する情報は、区内中小企業者や商店経営者の起業・創業や企業経営、今後の製品開発などの参考に成り得る有用なものと考えており、今後も継続して発行してまいります。

情報発信の方法については、掲載内容が区内企業者や商店経営者向けが中心であることや、費用対効果などを踏まえ、新聞折り込みによる全戸配布を廃止するとともに、ICTの活用など新たな方法を検討し、効率的かつ効果的な情報発信に努めてまいります。

(2) 商工ネット MINATO アラカルトの見直しを

区のHPとは別に産業・観光分野に特化した港区ホームページを産業振興課が管理している、MINATO アラカルトは27年度と同条件とすると、28年度は1118万を決算額とし、27年度を上回っています。

区の部署の成り立ちなどが影響しているのですが、そもそも中小企業支援と観光情報が同じサイトとして存在していることに違和感があります。中小企業支援の情報を求めている人と、観光情報を求めている人は異なります。しかし、今は、どちらも混在しており大変使いづらく感じます。

観光情報は、観光協会が運営するHPがあり、こちらに大変充実した内容が掲載されています。わざわざ同じ内容をMINATO あらかるとに掲載する必要が感じられません。

また商工ネット事業という事業名であり、港区産業観光ネットワークという名称で、通称をMINATO あらかるととしています。わかりづらく名称の見直しも

必要です。

TOP ページは改修され見やすくなりましたが、1 ページサイトの中に入ると数 10 年前のサイトのように左に寄ったデザインになっています。

これらのことも踏まえ MINATO あらかるとの目的・内容の見直しを求めます。

「MINATO あらかると」では、区内産業や観光に係る区の施策を総合的に紹介しており、中小企業が円滑に事業運営していくための支援制度や区内観光資源のデータベースなど、様々な情報を集約・発信しております。

本サイトにつきましては、発信する情報量が膨大であることから、利用者の立場に立ち、見やすくなるよう改善してまいりました。今後も、港区観光協会ホームページの利便性向上とあわせて観光情報の一元化を進めるなど、更に利用者にとって使いやすく役に立つサイトとなるよう引き続き検討し、より分かりやすい情報を提供できるよう改善に努めてまいります。

(3) 中小企業ガイドの見直しを

MINATO アラカルトの中で中小企業情報を掲載しています。本事業は、中小企業の受注拡大を図ることを目的としています。しかし、中小企業ガイドの各企業ページを見てみると、写真が 1 枚も掲載されていない企業、企業情報がほぼない企業、数 10 行もの企業紹介を掲載している企業などばらつきがあります。

本事業は各企業に更新などは任せていますが、区として本事業を拡大していくのであれば各企業に働きをする必要があります。

また企業の受注拡大を目的としている以上、各企業の受注拡大にこの中小企業ガイドがどれほど寄与したのか知りたいと思います。HP がない企業はほぼない世の中で本当に中小企業ガイドが必要か今一度見直しを求めます。

「中小企業ガイド」は、MINATO あらかると内にある区内中小企業の情報を掲載したページで、区内中小企業の情報発信や交流の場、また受発注における区内企業の検索等に活用でき、区内産業の活性化を図るツールとなっております。

現在、中小企業ガイドの登録件数は、1,500 件を超えており、年々増加しております。

受注拡大の効果については、企業巡回している中小企業診断士が受発注あつせん相談の中で聞き取りなどを行っておりますが、今後も引き続き、各事業者の意見を吸い上げていくとともに、アクセス件数の測定手法を工夫するなど、

分かりやすく効果的なサイトとなるよう努めてまいります。

(4) 中小企業支援メニューのわかりやすい広報を

区では大変多くの中小企業向けメニューがあるため創業パンフレットを作成しました。支援を受けたい企業もわかりやすくなるかと思いますが、このパンフレットには、区の支援内容全てが網羅されておらず、掲載されているサービス、されていないサービスがあります。

港区に住んでいても、港区で登記しようとしても、港区の支援のみを考えるわけではなく、むしろより支援の充実している東京都や国のサービスを受けようとする人は少なくありません。

港区独自でできる支援は限られています、東京都や国ですで行われている支援策については、それらをご案内するなど、他の自治体との連携は不可欠です。パンフレットの裏表紙には、港区以外の操業に関わるお問合せ先一覧が掲載されていますが、それも網羅はされていません。さらに事業者にとってわかりやすくなるよう、見やすく網羅されたメニューの作成をしていただきたいと思います。

区は、これまで、区内中小企業の支援のため、経営相談、融資あっせん、創業支援などのほか、ニーズに応じた様々なセミナーや講習会など、区内中小企業それぞれの経営課題の解決に、きめ細かく対応してまいりました。

一方で、サービスの数の多さが、施策全体を見えにくくし、事業者にとって分かりにくくなっている可能性もあります。そのため、昨年度は、創業パンフレットとは別に、区内中小企業者向けに区が支援するサービスを系統ごとに、図表にまとめたチラシを作成し、周知してまいりました。

今後、更に、区内中小企業の方々に、区のサービスがより分かりやすくなるよう工夫し、利用の増加につなげられるよう努めてまいります。

9-2、観光施策のさらなる支援に向けて

(1) 費用対効果を考慮した観光情報発信を

第3次港区観光振興ビジョン策定にあたり、平成28年度には675万円をつかい、港区観光動態基礎調査を行いました。この中で、外国人に、出発前に旅行情報の入手先を聞いています、1位は日本政府観光局HP、2位は口コミサイト、3位は旅行ガイドブックとなっていますが、その後は各種インターネット、SNS

と続いています。

また日本人観光客にも出発前に参考にした情報媒体を聞いています、1位は特に参考にしなかったが圧倒的多数、2位は旅行会社HP、3位は各種インターネットとなっています。

また外国人に、日本についてのちの情報入手先について聞くと、インターネットがほとんどとなり、14ある選択肢の中で最下位から2番目が自治体のHPに。逆にインターネットの次には空港の観光案内所、空港以外の観光案内所が上位になっています。これは日本人の調査でも、インターネットが圧倒的1位で、最下位が港区のHP、アプリという結果です。逆に3位は観光案内所が入っています。

港区では大変多くの観光情報発信ツールがあります。紙媒体・映像・アプリ・HP全て合わせると20程度にのぼりますが、本当に求められ、役に立ったツールは何か。きちんと効果・検証がされているのでしょうか。費用対効果を分析し予算の見直しを求めます。

区ではこれまで、多くのテーマ、切り口で観光マップ、観光ガイドブック、観光アプリなどを作成し、情報を発信してまいりました。そうした中、近年のスマートフォンの普及により、特に外国人観光客においては、旅行中の情報源としてインターネットの割合が高くなっていることから、今後、より多くの方々に港区の観光情報を発信する手段として、スマートフォンの環境に最適化されたホームページやSNSなどが効果的と考えております。

一方、区及び港区観光協会には、観光情報誌の入手に関する問合せも多く、東京モノレール浜松町駅構内にある港区観光インフォメーションセンターでは、ご高齢の方を中心として、観光マップや観光ガイドマップなどの需要が非常に高くなっております。

今後、観光情報発信ツールの効果を見極めながら、港区を訪れる多くの方々に情報が行き届くよう、インターネットと紙媒体をバランスよく織り交ぜ、必要な情報を効果的に発信できるよう努めてまいります。

(2) インバウンド観光客のための多言語対応を

東京2020オリンピック・パラリンピックまで3年を切りました。日本全体として毎年海外からの観光客が増加しており、それに伴い港区へ訪れるインバウンド観光客も増加しています。港区では、商店街振興として多言語対応の支援をしています。区内の掲示板、みなとタバコールの案内などまだまだ多言

語対応されていない場所が多く見られます。みなとタバコールの案内は多言語で記載していただくよう要望します。

また区内の施設では多言語対応できるよう ICT を積極的に活用し、コストを抑えながら最大限の効果が発揮できるような予算を要望します。

区では、多言語対応や案内用図記号（ピクトグラム）を用いた観光・街区案内標識の設置と地図データの更新を進めており、国内外から訪れる観光客が分かりやすく快適にまちを歩くことができるよう、利便性の向上に努めております。

東京 2020 大会に向けて、誰もがまちのルールを守り、快適に過ごすことができるよう、みなとタバコールをはじめとする様々な案内を、多言語でわかりやすく表記するよう工夫してまいります。

(3)Wi-Fi の整備を

インバウンド観光客が日本に来て困ることの 1 つがインターネット環境に関することです。海外では、街中で FREE Wi-Fi が多く飛んでおり、その国の携帯端末等を持っていなくても FREE Wi-Fi を利用してインターネットにつながることができます。

港区には多くのインバウンド観光客が訪れます。区が調査した観光動態基礎調査でも、日本に到着後インターネットで情報収集をする人が圧倒的です。観光立国日本の中心となる港区として、インバウンド観光客に安心して日本に滞在していただき、より深い情報をインターネットを通じて得ていただくためにも港区としてより FREE Wi-Fi を拡大していく必要があります。そのための予算を要望します。

公衆無線 LAN (Minato_City_Wi-Fi) の整備につきましては、区民の皆さんや来街者が、防災や観光等の情報に快適にアクセスいただけるよう、東京都や民間事業者が既に公衆無線 LAN のサービスを提供している地点や計画している場所を除き、効率的・効果的に、区内の各地点に必要なアクセスポイントを整備してまいります。

10、東京オリンピック・パラリンピックについて

10-1、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けて

(1)六本木アートナイトへ主催者として参加している意味を計る施策を

区が3,000万円を支出した平成28年度の六本木アートナイトは無事に終わり、3日間で約63万人が訪れ、満足度92%、また来場したいという人が89.6%という満足度の高いアンケート結果が出ています。平成29年度も2500万円支出。より区民が参画できるような仕組みも取り入れられたということですが、税金を使う事業ですから、多くの納税者が利益を享受することが大切です。そこで、港区民が多く関われる仕組み、港区が主催の1団体として費用を出す意義が必要です。

港区民がどれほど参加したのか、港区民への認知はどれほどかなど六本木アートナイトへ主催者として参加している意味を計る施策を求めます。

六本木アートナイトでは、子ども向けのワークショップの実施、商店街で働く方々の顔を描いた看板アートの街中展示、アーティストが事前に六本木に住む方々をインタビューし、六本木を題材として制作した短編映画の上映や、絵画作品の公開など、地域資源を活用したり、区民が参加できるプログラムに取り組んでおります。

事業実施後のアンケート調査などにより、区民の声を把握できる施策に取り組んでまいります。

10-2、ボランティアの体制強化に向けて

(1)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア機会の充実化とレガシーの創出を

3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けては、東京都やその他多くの自治体がボランティアの募集を行います。その多くが通訳や語学を必要とするものです。しかし、過去の事例をみると、オリンピック・パラリンピックのボランティアには、医療、輸送、報道支援、警備、清掃等、必ずしも語学を必要としないものも多くあります。

ロンドンオリンピックでは、大会開催によって発生する有償ボランティアの枠を、無業者にも分配しました。市内の無業者7万人に対し研修と就業機会を提供し、実際に68,900人が雇用を得たとされています。ダイバーシティを目標とし、メインスタジアムなどの建設現場では、女性が重機を扱うシーンが多く見られ、企業側の採用意識が大きく変わったようです。これらの取り組みは口

ンドン市民からも評価され、経済効果以上に社会的意義を訴えたとしてオリンピックのレガシーとして賞賛されました。

2020年に東京で開催されるオリンピックでは多くのボランティアが必要と見込まれています。港区でも、例えば藤沢市や埼玉県のように自治体独自にボランティアの機会をつくり、語学能力の有無に関わらない様々な分野でのボランティアを募集し、観光案内以外の分野でも大会の成功に寄与していただければと思います。その際の事務局を民間に委託するなどすれば、区の負担軽減にもつながります。ロンドンオリンピックのようにレガシーとしてのボランティアも視野に入れ、独自のボランティアを募集し、育成すべきです。まずは調査のための予算計上をお願いいたします。

区や教育委員会、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団では、すでに、観光、語学、スポーツなど、各分野におけるボランティアの募集、育成を独自に行っており、今後、こうした人々を一人でも多く、東京2020大会のボランティアとして活躍できるよう、いかにしてつなげていくかが課題であると考えております。

平成29年10月から、東京都と区の課長級職員による東京2020大会のボランティアに関する検討会を開催し、具体的な仕組みづくりについての検討を進めております。

一人でも多くの区民が東京2020大会のボランティアとしてかかわることができ、区にとっても確かなレガシーとなる仕組みづくりの具現化に向けて取り組んでまいります。

(2) 観光ボランティアガイドとの連携を

まち歩きツアーを行うなど、区の多彩な観光資源を多くの人々に伝える港区公認のガイドが観光ボランティアガイドです。人数も増えていることに加え、ツアーの内容や、外国人向けに英語でも行うなる多彩なラインナップになっています。

港区ボランティアガイド事業は平成28年度ははっぴの作成、イヤフォンの購入などがあり、平成27年度の3倍近い、630万円を決算しています。

ボランティアガイドの実績は、平成27年が41件、平成28年が68件、と年々件数も増えています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでも活躍していただきたいと考えますので観光ボランティアの方々へ具体的に協力を要請できる体制を整えていただきたいと思います。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会によると、大会の運営に関わる「大会ボランティア」と空港、駅、観光スポットなどで国内外からの観光客へ観光案内や交通案内を行う都内の「都市ボランティア」を合わせて9万人以上の活躍が想定されています。

こうした中で、港区内の観光に精通し、多言語でガイドツアーを行うことができる「港区観光ボランティアガイド」は、港区の多彩な観光資源を世界中の方々に紹介するなど、重要な役割を果たすことが期待されます。

今後は、組織委員会及び東京都の動向を注視し、区が毎年実施している観光ボランティアガイド育成講座によりガイドの人数を増やしていくとともに、観光ボランティアガイドを対象としたスキルアップ講座において、東京 2020 大会に関連した講座の開催を検討するなど、観光ボランティアガイドの更なる活躍を支援してまいります。

10-3、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた地域整備

(1) 交通機関の利便性向上を

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を間近に控え、インバウンド効果等、外国人の来訪者が増加するに伴い、羽田空港国際線の利用者も増え益々国際都市東京が活気づいております。しかしながら、浜松町から羽田空港を結ぶモノレールや京浜急行の都心までのアクセスは24時間の運行はされておらず飛行機の発着時間帯に交通機関が運行されていない時間が深夜から早朝まで空港構内ベンチや廊下等で寝泊まりする外国人観光客がかなり目につくようになったと聞いております。治安、衛生上の観点からも早急に改善していく必要があります。鉄道会社に深夜から早朝までの時間帯も一時間に一本でも運行してもらうことを要請する等、港区に観光客を促していく意味においても重要と考え要望します。

交通機関の終夜運転については、通常は大晦日の夜から元旦の朝にかけて行っているものですが、2002 F I F A ワールドカップの期間中に新幹線や J R 各線で行った実績があります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は規模的に 2002 F I F A ワールドカップを上回る、世界的な行事です。区で

は鉄道各社の対応の把握に努め、必要に応じて終夜運転の実施を要望してまいります。

11、人権について

11-1、同性パートナーシップ条例策定に向けて

(1)「同性パートナーシップ条例」の制定と性的マイノリティに関する各施策への反映を

以前より、港区議会でも多くの議員から、LGBTの方々の生きづらさの解消のため、渋谷区にならっていわゆる「同性パートナーシップ条例」を制定するべきだという提案が行われてきました。渋谷区ではじまった同性パートナーに「パートナーシップ証明書」を発行するという施策は、世田谷区、那覇市、宝塚市、札幌市、伊賀市等に既に波及しています。また、そうした動きを受け、死亡保険金を同性パートナーにも受け取り可能にする生命保険各社や、マイル共有を可能とする航空会社、家族割を適用する携帯キャリア各社など、LGBTをはじめとした性的マイノリティに対する企業の取り組みも目立ってきました。しかし、LGBTの多くの人たちが悩み、まだ解決できていない問題があります。その一つが住宅への入居です。同性パートナーは、一般に民間住宅に入居しづらいと言われていています。私が当事者たちに聞いた限りでは、「男性同士には貸せない」と言われ、2倍の管理費を請求されたというケースもあったとのこと。大家さんにセクシャルマイノリティーであることを伝えると、断られたというケースも散見されます。

港区でも「同性パートナーシップ条例」を早期に発行するべきだと考えますが、そのために、まずは調査を進めるべきだと思います。区では、人権・男女平等参画担当がLGBT当事者を招いた講演会を実施するなど、声を聞くための取り組みは様々に行っており、大変評価しております。区は、そうして聞いた「声なき声」を活かし、各所管と連携して、実際に施策に移していくステージにあると思います。条例の策定、具体的な施策の立案、また区営住宅に同性カップルを同居できるようにするための調査費の計上を要望します。

区は、港区男女平等参画条例に基づく第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）において、「性的マイノリティに関する意識啓発」を計画事業に位置付け、性的指向を含む性的マイノリティの方への理解を深め、偏見をなくすため、あらゆる機会を捉えて意識啓発に取り組んでいます。

同性パートナーシップにつきましては、その影響や効果を検証することが重要なことから、他自治体の取組状況や動向、民間企業等における取組についての情報を収集するとともに、庁内の各部署に寄せられるご意見やご要望を通して、区にお住いの性的マイノリティの方々の置かれている状況の把握に努めて

まいりました。

また、平成 30 年度に性的マイノリティの課題を含めた人権に関する意識調査を実施する予定です。

今後も区は、性的少数者の方を含めた全ての人々が尊重される社会を目指し、あらゆる機会を捉えて意識啓発に取り組んでまいります。

《元号に関する表記上の注意点》

本回答時点では、新元号が定められていないため、平成 31 年以降の元号についても「平成」を使用しています。